

会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 平成26年9月8日(月) 開会 午前 9時00分

閉会 午後 1時49分

出席者 委 員 委員長 福 富 善 明

中 島 克 訓 針 谷 育 造 広 瀬 昌 子

松 本 喜 一 渡 辺 照 明 関 口 孫 一 郎

大 川 秀 子 千 葉 正 弘

傍 聴 者 大 谷 好 一 青 木 一 男 小 久 保 か お る

古 沢 ち い 子 白 石 幹 男 針 谷 正 夫

大 阿 久 岩 人 入 野 登 志 子 天 谷 浩 明

海 老 原 恵 子 永 田 武 志 岡 賢 治

小 堀 良 江 福 田 裕 司

事務局職員 事務局長 赤羽根 則 男 議事課長 稲 葉 隆 造

課長補佐 金 井 武 彦 主 査 石 塚 誠

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総合政策課長	小保方	昭洋
まちなか土地利用推進室長	國保	能克
地域まちづくり課長	天海	俊充
財政課長	杉山	知也
総務課長	川津	浩章
職員課長	名淵	正己
情報推進課長	塚田	薫
契約検査課長	榎本	佳和
危機管理課長	大橋	嘉孝
管財課長	大塚	桂三
市民税課長	萩原	雄一
収税課長	早乙女	正美
大平総合支所 地域まちづくり課長	福島	司
藤岡総合支所 地域まちづくり課長	田中	徹
都賀総合支所 地域まちづくり課長	関口	孝雄
西方総合支所 地域まちづくり課長	中田	博之
岩舟総合支所 地域まちづくり課長	松本	静男
岩舟総合支所 税務課長	柿沼	実実
会計課長	石川	実武
選挙管理委員会事務局次長	平本	武徹
消防総務課長	小島	栄造
警防課長	石田	隆
議事課長	稲葉	隆造

平成26年第4回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

平成26年9月8日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第1 認定第1号 平成25年度栃木市一般会計歳入歳出決算（所管関係部分）の説明聴取
- 日程第2 認定第18号 平成25年度栃木地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算（所管関係部分）の説明聴取
- 日程第3 認定第26号 平成26年度栃木地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算（所管関係部分）の説明聴取
- 日程第4 認定第19号 平成25年度佐野地区広域消防組合一般会計歳入歳出決算の説明聴取
- 日程第5 認定第12号 平成25年度岩舟町一般会計歳入歳出決算（所管関係部分）の説明聴取
- 日程第6 認定第20号 平成26年度岩舟町一般会計歳入歳出決算（所管関係部分）の説明聴取

◎開会及び開議の宣告

○委員長（福富善明君） ただいまの出席委員は9名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○委員長（福富善明君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

各会計の決算につきましては、各常任委員会におけるスムーズな審査を行うため、あらかじめ決算概要の説明聴取をお願いしているものであります。また、本日の説明に際しましては、さきに開催した議員全員協議会で報告した事業並びに備考欄に記載されている金額の読み上げを省略し、決算概要の説明のみといたします。

なお、質疑等の審査につきましては、9月12日開催予定の常任委員会においてお願いしたいと思いますので、ご了承をお願いします。

◎認定第1号の上程、説明

○委員長（福富善明君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、認定第1号 平成25年度栃木市一般会計歳入歳出決算の所管関係部分の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明をお願いいたします。

なお、説明員は座ったままで結構です。

まず、歳出からお願いいたします。

稲葉課長。

○議事課長（稲葉隆造君） おはようございます。よろしくをお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、ただいまご上程いただきました認定第1号 平成25年度栃木市一般会計歳入歳出決算の所管関係部分につきまして順次ご説明を申し上げます。

まず、歳出から説明をさせていただきますので、決算書の事項別明細書188、189ページをお開き願います。188、189ページでございます。

1款1項1目議会費、予算現額4億4,008万4,000円に対しまして、支出済額は4億2,326万497円でございます。この支出内容につきましては、右側の備考欄によりご説明申し上げます。まず、

1行目の職員人件費につきましては、議会事務局職員9名分の給料、各種手当等の人件費でございます。

次の臨時職員共済費につきましては、議会事務局の臨時職員1名分の健康保険料、厚生年金保険料等の共済費でございます。

次の議員人件費につきましては、議員34名分の議員報酬、議員期末手当及び市議会議員共済会に支出しました負担金等でございます。

次の議会運営費につきましては、その内訳でございますが、まず臨時職員賃金ですが、議会事務局の臨時職員1名に対する賃金でございます。

次の議員行政視察等旅費につきましては、4つの常任委員会の行政視察旅費として158万3,570円、議会運営委員会の視察旅費として33万4,620円が主なものでございます。

次の会議録筆耕翻訳料につきましては、本会議及び常任委員会等の会議録の筆耕翻訳料でございます。

次のOA機器借上料につきましては、議会映像配信システムの使用料として100万8,000円が主なものでございます。

次の栃木市政務活動費交付金につきましては、本市議会議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として各会派等に交付したものでございます。

以上で1款議会費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（福富善明君） 名淵課長。

○職員課長（名淵正己君） 続きまして、190、191ページをお開き願います。2款1項1目の一般管理費についてご説明を申し上げます。

備考欄1行目の国内交流事業費につきましては、本市で開催いたしました産業と物産展の際の滝川市の出展料が主なものであります。

次の国際交流事業費につきましては、栃木県が開催いたしましたインディアナ州との交流レセプションの際のエバンズビル市長への記念品代が主なものであります。

次の国際交流協会補助金につきましては、世界各国の人々との相互理解と友好親善の推進を図る栃木市国際交流協会への補助金でありまして、協会の運営に必要な職員1人分の人件費及び事務費に対する補助金であります。

次の在住外国人支援事業交付金につきましては、市内在住の外国人が安全安心に暮らせる環境を整備するための交付金であります。

次の中学生海外派遣事業費につきましては、中学校2年生28人をオーストラリアへ8日間派遣いたしました際の海外派遣事業委託料が主なものであります。

次の秘書広報課一般経常事務費につきましては、秘書広報課臨時職員1人分の賃金及び栃木県市長会への負担金が主なものであります。

次の総務課一般経常事務費につきましては、法務指導員の非常勤職員報酬及びインターネットを介した行財政情報サービス、iJANPの利用料が主なものであります。

次の自治基本条例推進事業費につきましては、栃木市市民会議委員報酬83万5,000円が主なものであります。

次の非核平和事業費につきましては、非核平和を推進するための事業費でありまして、広島の平和記念式典に中学校2年生26人を派遣いたしました際の委託料のほか、戦争体験を聞く会の開催経費及び原爆パネル展展示資料の賃借料が主なものであります。

次の特別職人件費につきましては、市長及び副市長の給料、期末手当等の人件費であります。

次の職員人件費につきましては、総務管理に係る職員174人分の給料、各種手当等の人件費でありまして、栃木地区広域行政事務組合からの派遣職員2人分の人件費負担金が含まれております。

以下、各科目に計上されております職員人件費につきましては、関係職員の給料各種手当等の人件費でありまして、職員課の所管となりますが、改めての説明は省略をさせていただきます。

次の職員福利厚生事業費につきましては、産業医5人分の報酬及び職員の生活習慣病検診、各種がん検診等に係る健康診断委託料が主なものであります。

次の県市町村総合事務組合負担金、退職手当につきましては、職員の退職手当の支払い事務を共同で処理しております栃木県市町村総合事務組合への負担金でありまして、4月1日に在職する職員の給料総額に基づきまして毎月支払う退職手当負担金であります。

続きまして、192、193ページをお開き願います。前ページに続き栃木県市町村総合事務組合への負担金でありまして、早期退職職員の退職手当増し等に係る特別負担金及び1市3町合併の際に新たに加入いたしました旧栃木市職員に係る10年分割払いの加入一時金であります。

次の臨時職員共済費につきましては、一般管理費に係る臨時職員及び非常勤職員の健康保険料、厚生年金保険料等の共済費のほか、栃木県市町村総合事務組合で共同処理をしております非常勤職員の公務災害補償等に係る負担金であります。

以下、各科目に計上されております臨時職員共済費につきましては、それぞれの予算において雇用いたしました臨時職員及び非常勤職員の健康保険料、厚生年金保険料等の共済費でありまして、職員課の所管となりますが、改めての説明は省略をさせていただきます。

次の職員研修事業費につきましては、本市、岩舟町、壬生町及び栃木地区広域行政事務組合の職員研修を共同で実施しております栃木地区職員研修協議会への負担金のほか、本市が実施いたしました職員研修の講師委託料及び民間の研修に職員を派遣いたしました際の負担金が主なものであります。

次の職員課一般経常事務費につきましては、宇都宮西中核工業団地事務組合に事務局長として派遣いたしました非常勤職員の人件費であります栃木市派遣嘱託員報酬、職員の病気休暇、育児休業、

欠員補充等のために雇用いたしました延べ65人分の臨時職員賃金、人事給与電算システムに係るOA機器借上料が主なものであります。

次の職員作業服貸与事業費につきましては、災害発生時や各種現場の確認、指導、作業等の際、栃木市の職員であることを明確にするため、建設農林防災等に係る職員180人に貸与いたしました作業服の購入費であります。

次の契約検査事務費につきましては、契約事務補助臨時職員賃金が主なものであります。

次の市庁舎整備に伴う契約管理システム移設委託費につきましては、契約管理システムのサーバー移設に係る委託料であります。

次の電子入札システム運営事業費につきましては、電子入札システムサービスや電子入札コアシステムに係るソフトウェア使用料及び契約管理システムリース料が主なものであります。

次の債権管理指導事業費につきましては、債権管理職員研修の講師謝金及び債権管理に関するメール相談業務委託料が主なものであります。

次の庁用事務費（栃木）につきましては、庁用事務用品代181万3,929円及び庁用事務用封筒等の印刷製本費119万7,472円であります。

次の庁用事務費（大平）から7行下の総務事務費（西方）のうち庁用事務費につきましては、各総合支所の庁用事務用品等の消耗品費が主なものであります。また、総務事務費につきましては、各総合支所の参考図書、法令集追録代等の消耗品のほか、総務事務費（都賀）には庁舎内の清掃業務委託料70万2,240円が、総務事務費（西方）には臨時職員2人分の賃金が含まれております。

以上で一般管理費の説明を終わります。

○委員長（福富善明君） 川津課長。

○総務課長（川津浩章君） 続きまして、2目文書広報費についてご説明申し上げます。

備考欄の合併に伴うホームページ統合委託費につきましては、岩舟町との合併に伴うホームページシステムの統合に係るデータ統合業務委託料であります。

次の広報事務費（栃木）につきましては、広報紙を自治会の班ごとにこん包する作業に係る広報紙こん包等手数料であります。

194、195ページをお開きください。備考欄1行目の広報紙の編集作業に係る広報紙編纂業務委託料及び広報紙を自治会へ配送する作業に係る広報紙配送業務委託料が主なものであります。

続きまして、広聴事業費（栃木）につきましては、日本広報協会広聴セミナーの参加負担金2万円などが主なものであります。

次の放送番組製作委託費につきましては、ケーブルテレビ株式会社、株式会社とちぎテレビ、株式会社栃木放送及び株式会社エフエム栃木への番組製作委託に係る栃木市情報番組等放送製作委託料であります。

次のホームページ管理委託事業費（栃木）につきましては、ホームページコンテンツ管理システ

ムの保守管理に係る委託料93万4,500円及びホームページコンテンツサーバーの賃借料40万1,940円
であります。

次の緊急地域雇用創出・情報番組放送製作委託費につきましては、株式会社エフエム栃木への番組製作に係る委託料であります。

1つ飛びまして、コンプライアンス委員会事業費につきましては、職員の法令遵守等に関する重要事項について、専門的な意見等を求める場として設置したコンプライアンス委員会の委員に対する謝金2万円が主なものであります。

次の市庁舎整備に伴う文書管理システムサーバ移転委託費につきましては、旧庁舎から新庁舎への文書管理システムサーバを移転する際に要した委託料であります。

次の合併に伴う公印製作費につきましては、岩舟総合支所の各課用として製作した栃木市長の印8個の備品購入費3万3,600円が主なものであります。

次の情報センター法令集管理費につきましては、情報センター用法令集等追録代288万2,110円が主なものであります。

次の法規管理費につきましては、市の顧問弁護士報酬36万円及び法令検索システム使用料11万3,400円が主なものであります。

次の例規管理費につきましては、本市の条例規則等の例規を電子的に管理するための経費でありまして、例規データの更新を行うための電算処理委託料が主なものであります。

次の文書管理費（栃木）につきましては、文書管理システム保守委託料及び同リース料のほか文書管理用の事務用品代100万5,249円が主なものであります。

次の文書発送費（栃木）につきましては、文書発送のための後納郵便料が主なものであります。

次の文書印刷費（栃木）につきましては、電子複写機の機械借上料及びコピー用紙代などの消耗品費469万9,850円が主なものであります。

1つ飛びまして、広報事業費（大平）から次のページの文書印刷費（西方）までは、各総合支所の文書広報費でありまして、各総合支所ともほぼ同様の内容であります。まず、広報事業費につきましては、広報とちぎなどの配送業務委託料、広聴事業費につきましては、まちづくり懇談会ふれあいトークの開催経費、文書管理費につきましては、文書管理事務用の経費、文書発送費につきましては、文書発送のための後納用郵便料、文書印刷費につきましては、電子複写機等の機械借上料がそれぞれ主なものでございます。

なお、197ページの備考欄上から3行目、ホームページ管理委託費（藤岡）につきましては、渡良瀬の里屋外ライブカメラの保守管理業務委託料であります。

続きまして、3目財政管理費、備考欄の財政課一般経常事務費につきましては、予算等の印刷製本費207万6,595円が主なものであります。

次の減債基金積立金につきましては、基金の預金利子を積み立てたものであります。

次の財政調整基金積立金につきましては、財源の調整を行うことを目的とした基金であるとの趣旨を踏まえ、前年度の決算剰余金及び基金の預金利子を積み立てたものであります。

続きまして、4目会計管理費、備考欄の会計課一般経常事務費につきましては、事務用品代、栃木市出納代理金融機関への公金取り扱い手数料等の経常経費のほか、栃木市歳入歳出決算書印刷製本費51万7,440円などが主なものであります。

以上、4目までの説明を終わります。

○委員長（福富善明君） 大塚課長。

○管財課長（大塚桂三君） 続きまして、2款1項5目財産管理費についてご説明をいたします。

198、199ページをお開き願います。備考欄の土地開発基金積立金につきましては、基金で保有する現金の運用による利子を積み立てた積立金であります。

1つ飛びまして、処分可能財政管理事業費（栃木）につきましては、処分可能財産管理委託料にかかわるもので、公有財産管理システムの台帳修正業務委託料及び測量業務委託料が主なものであります。

次の処分可能財産売却事業費（栃木）につきましては、事務補助の臨時職員1名分の賃金及び柳橋地内ほか整地工事費が主なものであります。

次の財産管理事務費（栃木）につきましては、庁舎等の市有物件等473件に対する火災保険料が主なものであります。

次の庁舎管理費（栃木）につきましては、宿直警備業務委託585万9,021円、受け付け業務330万9,495円、清掃業務281万5,314円等の管理運営委託料及び福祉庁舎の不動産借上料が主なものであります。

次の新庁舎管理費につきましては、宿直警備業務624万4,498円、受け付け業務103万4,250円、設備管理業務410万6,550円等の管理運営委託料及び庁内事務机、椅子購入費が主なものであります。

次の自動車管理費（栃木）につきましては、共用車の自賠責保険料、自動車共済保険料のほか燃料費、車検整備代が主なものであります。

次の庁用自動車購入事業費につきましては、共用車として購入した軽自動車2台分の自動車購入費が主なものであります。

次の庁舎建設基金積立金につきましては、基金利子を積み立てた積立金であります。

次の大澤基金積立金につきましては、東京都内の市有土地21件分の貸付収入及び土地売却収入、借地権譲渡承諾料、基金の預金利子、株式配当金を基金に積み立てたものであります。

次の遺贈財産管理費につきましては、大田区蒲田の市有土地の接道義務を確保するため土地購入費及び都内市有地の固定資産税相当額を東京都に対して支払う国有資産等所在市町村交付金が主なものであります。

200、201ページをお開きください。次の土地総合調整基金積立金につきましては、市有土地の売

払収入及び基金預金利子を基金に積み立てたものであります。

次の皆川地区振興基金積立金につきましては、基金の預金利子を基金に積み立てたものであります。

次の皆川地区市有山林管理費につきましては、皆川財産区から移管された市有山林の除伐作業の謝礼9万1,000円、森林国営保険料19万8,892円、みかも森林組合への負担金3万600円であります。

2つ飛びまして、処分可能財産管理事業費（大平）につきましては、除草機、農地系統の消耗品が主なものであります。

次の庁舎管理費（大平）につきましては、大平総合支所の電話料、電気水道料等の光熱費、機械警備、常駐清掃委託など管理運営委託料並びに2月の大雪被害に伴う駐輪場の撤去及び設置工事が主なものであります。

次の自動車管理費（大平）につきましては、大平総合支所の公用車全体の燃料費及び車検を含む修繕料が主なものであります。

次の処分可能財産管理事業費（藤岡）につきましては、市有地除草等の業務委託料であります。

次の庁舎管理費（藤岡）につきましては、藤岡総合支所の調査管理費でありまして、電話料、管理運営委託料及び空調設備の借上料が主なものであります。

次の自動車管理費（藤岡）につきましては、藤岡総合支所で使用する共用車の維持管理費でありまして、燃料費及び修繕料が主なものであります。

次の処分可能財産管理事業費（都賀）につきましては、公有財産18カ所等の草刈り等をシルバー人材センターに委託した委託料であります。

次の庁舎管理費（都賀）につきましては、都賀総合庁舎等の管理運営委託料及び駐車場等の不動産賃借料が主なものであります。

次の自動車管理費（都賀）につきましては、共用車14台分の燃料及び車検整備等の修繕費が主なものであります。

次の処分可能財産管理事業費（西方）につきましては、市有地管理のため除草等の業務委託料が主なものであります。

次の財産管理事務費（西方）につきましては、金崎有料駐車場の舗装修繕工事が主なものであります。

次の庁舎管理費（西方）につきましては、電気料、水道料等の光熱費及び庁舎管理運営委託料が主なものになります。

次の自動車管理費（西方）につきましては、共用車の燃料及び車検整備等が主なものであります。

以上で2款1項5目の財産管理費の説明を終わります。

○委員長（福富善明君） 小保方課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） 続きまして、2款1項6目企画費についてご説明をいたします。

備考欄1つ飛びまして、202、203ページをお開き願います。備考欄1段目の総合政策課一般経常事務費につきましては、職員の出張旅費、事務用品代等の経常経費のほか、東武日光鬼怒川線沿線活性化連絡協議会などへの負担金18万7,000円が主なものであります。

次の行政評価システム改修委託事業費につきましては、新しい行政評価制度へ対応するための既存の財務会計システム改修委託料であります。

次の栃木地区広域行政事務組合議会総務負担金につきましては、組合の議会総務に係る本市分の負担金でありまして、広域議員14名及び正副管理者2名の報酬特別給与並びに局長を初めとした職員7名分の給与とそれに関する事務経費が主なものであります。

次のまちなか土地利用推進室一般経常事務費につきましては、臨時職員賃金が主なものであります。

次のまちなか土地利用計画策定委託事業費につきましては、会議等の際の飲物代です。

次の地域まちづくり課一般経常事務費（栃木）につきましては、消耗品費8万5,345円及び公用車燃料費6万6,468円が主なものであります。

次の地域自治制度検討事業費につきましては、地域自治制度検討委員会委員への報償金であります。

次の栃木地域まちづくり検討委員会運営費につきましては、栃木地域まちづくり検討委員会委員への報償金86万円が主なものであります。

次の合併広報事業費につきましては、合併推進室臨時職員1名6カ月分の賃金78万2,520円及び合併協議会だより折り込み手数料19万542円であります。

次の栃木市・岩舟町合併協議会負担金につきましては、栃木市・岩舟町合併協議会への法定負担金であります。

次のふるさと整備事業基金積立金及び東日本大震災復興推進基金積立金につきましては、基金の預金利子を積み立てたものであります。

1つ飛びまして、企画事務費（大平）につきましては、事務用消耗品費であります。

次のまちの駅ネットワークおおひら運営補助金につきましては、まちの駅17施設が組織的に活動するために設立した連絡団体の運営及び活動に対する補助金であります。

次のまちづくり関連情報紙印刷事業費につきましては、大平地域のよいところを紹介する情報紙の印刷製本費であります。

次のまちづくりスキルアップ委託費につきましては、おおひらコンシェルジュと大平町観光ブドウ園協議会との共同でブドウ刈りや里山体験を紹介するホームページ、ふるさとポータルサイトの現地取材及び運営業務の委託料であります。

1つ飛びまして、企画事務費（藤岡）につきましては、消耗品費等の需用費14万4,912円が主なものであります。

次の企画事務費（都賀）につきましては、企画事務用の消耗品費であります。

以上です。

○委員長（福富善明君） 天海課長。

○地域まちづくり課長（天海俊充君） 続きまして、2款1項7目支所及び出張所費であります、所管関係部分をご説明させていただきます。

まず、大平地域自治区事業費につきましては、地域自治区長報酬及び地域協議会委員報酬が主なものであります。

次に、204、205ページをお開きください。以下、藤岡地域自治区事業費、都賀地域自治区事業費、西方地域自治区事業費につきましては、大平地域自治区事業費と同様に地域自治区情報紙及び地域協議会委員報酬が主なものであります。

そのページ1行目に戻っていただきまして、地域協議会調査研究活動支援事業交付金（大平）については、地域協議会研究会の調査研究活動及び広報活動を促進することを目的に交付したものでありまして、昨年度においては、地域協議会の自発的な調査研究活動の推進並びに地域協議会広報活動の促進に寄与したものであり、地域協議会だより発行経費が主なものであります。以下、地域協議会調査研究活動支援事業交付金（藤岡）（都賀）（西方）については、同様の内容でございます。

続きまして、8目公平委員会費につきましてご説明いたします。備考欄の公平委員会運営費につきましては、公平委員の費用弁償、職員の出張所費のほか全国公平委員会連合会費等への負担金などが主なものであります。

続きまして、9目恩給及び退職年金費につきましてご説明いたします。恩給及び退職年金費につきましては、現行の年金制度が成立した昭和37年以前に退職した旧栃木市職員2人の遺族に対する退職年金扶助料であります。

以上です。

○委員長（福富善明君） 塚田課長。

○情報推進課長（塚田 薫君） 10目につきましては所管外でありますので、次のページ、206、207ページをお開きください。11目情報システム管理費につきましてご説明申し上げます。

まず、市庁舎整備に伴うネットワーク整備事業費でございますが、説明欄上から5つの委託料につきましては、新庁舎で使いますコンピューター回線、ネットワーク機器及びサーバー機器等の移設、設定、接続にかかわる委託料であります。

次のLAN配線工事費につきましては、建物全体のネットワーク通信網に係る工事費であります。

次のサーバー室改修工事につきましては、サーバー室の空調、免震及び電源設備に係る工事費であります。ネットワークシステム機器購入費につきましては、ハブと呼ばれますネットワーク機器205台の購入費であります。

次の合併に伴う電算システム統合事業費につきましては、岩舟町との合併に際しまして住民記録

システム及び財務会計システムのデータ統合に係る電算処理委託料が主なものであります。

次の合併に伴うネットワーク統合事業費につきましては、岩舟総合支所及び出先施設の栃木市コンピューターネットワーク接続に係る広域ネットワーク回線接続委託料及びネットワーク機器の設定、据えつけ、接続業務にかかわるネットワークシステム統合委託料が主なものであります。

次の総合行政ネットワーク管理費につきましては、国と地方公共団体だけが接続するネットワークであります総合行政ネットワークの利用に係る経費であります。

次の情報端末管理費（栃木）につきましては、栃木地域の職員用パソコン等に係るOA機器借上料及びウイルス対策ソフトなどのソフトウェア使用料が主なものであります。

次のコンピューターネットワーク通信費につきましては、本庁舎、総合支所及び出先施設91カ所のコンピューターネットワーク接続に係る回線使用料が主なものであります。

次の208、209ページをお開きください。地域情報化事業費（栃木）につきましては、公的個人認証サービス機器に関する経費が主なものであります。

次の財務会計システム費（栃木）につきましては、財務会計システムを運用するために必要なサーバー等の機器保守委託料であります。

次の住民情報システム管理費につきましては、住民情報システムの運用に係るサーバー等の機器保守委託料が主なものであります。

次の内部情報系サーバ管理費につきましては、内部情報システムの運用に係るサーバー等の機器保守管理委託料及びソフトウェア使用料が主なものであります。

次の情報端末管理費（大平）につきましては、大平地域の職員用パソコン等に係る保守委託料及びOA機器借上料が主なものであります。

次の統合型地理情報システム費につきましては、大平地域の地図情報のインターネット公開に係るシステム使用料が主なものであります。

次の電算システム事業費（大平）につきましては、大平地域の住民情報システム用パソコンに係る機器保守委託料及びOA機器借上料が主なものであります。

次の情報端末管理費（藤岡）につきましては、藤岡地域の職員用パソコン等に係るOA機器借上料が主なものであります。

次の財務会計システム費（藤岡）につきましては、旧藤岡町で使用しておりました財務会計システムに係るOA機器借上料であります。

次の情報端末管理費（都賀）及び（西方）につきましては、それぞれの地域の職員用パソコン等に係るOA機器借上料が主なものであります。

以上で11目の説明を終わらせていただきます。

○委員長（福富善明君） 國保室長。

○まちなか土地利用推進室長（國保能克君） 続きまして、12日渡良瀬遊水地対策費についてご説明

いたします。

備考欄の1、事業名、緊急地域雇用創出・渡良瀬遊水地利活用事業費につきましては、国の交付金事業を取り入れ、ラムサール条約の登録湿地となった渡良瀬遊水地を観光振興に充てるもので、臨時職員1名の賃金及び遊水地のPR用DVDなどを作成した委託料が主なものであります。

次に、2つ飛びまして、渡良瀬遊水池会館管理費につきましては、集会施設として利用していません遊水池会館の臨時職員1名の賃金、これ以外に需用費214万5,073円及び管理運営委託費89万791円が主なものであります。

続きまして、210ページ、211ページをお開きください。14目諸費についてご説明いたします。備考欄の1、事業名、市民総合賠償補償保険事業費につきましては、市民等を対象とした総合的な保険でありまして、市が損害賠償責任を負う場合の賠償責任保険と、市が主催する行事における事故等の補償保険の保険料が主なものであります。

次の市民活動推進センター管理運営費につきましては、市民活動を支援するための市民活動推進センターからの管理運営を行う指定管理者への管理運営委託料であります。

次の市民活動保険料につきましては、市民の皆さんが安心して市民活動を行うことができるよう活動中における事故等を補償する市民活動保険料であります。

次の自治会活動支援事業費につきましては、市では自治会にさまざまな役割をお願いしていることから、392自治会に対し支出した自治会報償金及び栃木市自治会連合会補助金であります。

次の市民協働まちづくりファンド積立金につきましては、市民の主体的参加による公益的な市民活動を推進するための市民協働まちづくりファンドへの市民等の寄附金や市の一般財源の積み立て及び預金利子を合わせた積立金であります。

次の市民活動推進補助事業費につきましては、主体的、公益的な活動を行う市民団体に活動経費の一部を助成する市民活動推進事業費補助金が主なものであります。

続きまして、212ページ、213ページをお開きください。備考欄の1、事業名、市政功労者表彰等事業費につきましては、市政功労者14名、徳行者5名及び市民栄誉賞1名の各受賞者に対する記章、表彰盾及び記念品代が主なものであります。

次に、1つ飛びまして、自衛官募集事務費につきましては、自衛隊父兄会への補助金4万円が主なものであります。

次の市税過誤納金還付費（市民税課）につきましては、市民税等の過誤納還付を還付請求に基づき行うもので、内訳は、市税過誤納還付金が518件で4,166万3,537円で、還付加算金が128件で113万300円であります。

次の市税過誤納金還付費（資産税課）につきましては、固定資産税等の過誤納還付を還付請求に基づき行うもので、内訳は市税過誤納還付金が58件で1,468万1,800円で、還付加算金が14件で160万9,200円あります。

続きまして、214ページ、215ページをお開きください。所管関係部分は、備考欄の上から9行目、市税過誤納金還付費（大平）であります。この内訳につきましては、市税過誤納還付金が158件で1,495万289円で、還付加算金が35件で36万7,300円であります。

次に、4つ飛びまして、市税過誤納金還付費（藤岡）につきましては、内訳が市税過誤納還付金が54件で221万8,049円で、還付加算金が22件で11万900円であります。

次に、4つ飛びまして、市税過誤納金還付費（都賀）につきましては、内訳が市税過誤納還付金が66件で376万1,169円で、還付加算金が10件で5万8,200円であります。

次に、3つ飛びまして、市税過誤納金還付費（西方）につきましては、内訳が市税過誤納還付金が27件で416万1,773円で、還付加算金が7件で11万5,600円であります。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） 萩原課長。

○市民税課長（萩原雄一君） 続きまして、216、217ページをお開きください。2項1目税務総務費につきましてご説明いたします。

備考欄をごらんください。2行目の市民税課一般経常事務費につきましては、地方税電子化協議会負担金233万8,682円が主なものであります。

次の固定資産評価審査委員会運営費につきましては、固定資産評価審査委員5名2回分の会議の報酬であります。

次の税務課一般経常事務費（大平）につきましては、職員の出張旅費であります。

続きまして、2目賦課徴収費につきましてご説明いたします。2行目の諸税賦課事務費（栃木）につきましては、軽自動車税賦課事務に係る電算処理委託料が主なものであります。

次の市民税賦課事務費（栃木）につきましては、市民税申告事務等に係る臨時職員2名分の賃金、市民税賦課事務に係る電算処理委託料、同じくOA機器借上料及び現金特別徴収等に伴う電子申告支援サービス利用料が主なものであります。

次の資産税賦課事務費（栃木）につきましては、固定資産税及び都市計画税の賦課に係る電算処理委託料、同じくOA機器借上料が主なものであります。

次の固定資産評価替委託事業費につきましては、土地鑑定手数料は、標準宅地等の土地鑑定料4,782万150円が主なものであり、土地評価替業務委託料は路線価の付設など課税要件を電子データ化する委託料であります。

次の固定資産税課税地図情報整備事業費につきましては、市内全域を統一した地番図に地図情報を整備する固定資産評価支援システム整備業務委託料及びそのシステムを保守管理するOA機器保守委託料が主なものであります。

次の市税徴収事務費（栃木）につきましては、収税消込電算処理委託料及びOA機器借上料が主なものであります。

次の市税等収納率向上事業費（栃木）につきましては、市税等収納に2名分の報酬が主なものであります。

次に、218、219ページをお開きください。備考欄1行目の市税等徴収指導員設置事業費につきましては、職員を対象に6回行いました徴収事務研修会の講師謝金であります。

次の市税等コンビニ収納事業費につきましては、市税のコンビニ収納におけるソフトレンタル料及び取り扱い手数料が主なものであります。

次の納税コールセンター運営事業費につきましては、電話催告業務員2名分の報酬が主なものであります。

次の諸税賦課事務費（大平）につきましては、法令集追録代29万9,430円が主なものであります。

次の市民税賦課事務費（大平）につきましては、市民税申告事務等に係る臨時職員1名分の賃金68万3,309円が主なものであります。

次の資産税賦課事務費（大平）につきましては、大平地域地番現況縮小図製本業務委託料27万3,000円及び固定資産評価システム用パソコン購入費29万9,250円が主なものであります。

次の市税徴収事務費（大平）につきましては、事務用消耗品代であります。

次の市税等収納率向上事業費（大平）につきましては、市税等収納員2名分の報酬であります。

次の諸税賦課事務費（藤岡）につきましては、事務用消耗品代であります。

次の市民税賦課事務費（藤岡）につきましては、市民税賦課事務に係るOA機器借上料69万3,624円が主なものであります。

次の資産税賦課事務費（藤岡）につきましては、事務用消耗品代であります。

次の市税徴収事務費（藤岡）につきましては、収税担当用公用車の燃料代9万3,029円が主なものであります。

次の市税等収納率向上事業費（藤岡）につきましては、市税等収納員1名分の報酬であります。

次の諸税賦課事務費（都賀）につきましては、事務用消耗品代であります。

次の市民税賦課事務費（都賀）につきましては、OA機器借上料76万9,608円及び市民税申告事務等に係る臨時職員1名分の賃金27万2,614円が主なものであります。

次の資産税賦課事務費（都賀）につきましては、都賀地域地番現況縮小図製本業務委託料33万6,000円が主なものであります。

次の市税徴収事務費（都賀）につきましては、税務課専用公用車の燃料代15万6,800円が主なものであります。

次の市税等収納率向上事業費（都賀）につきましては、市税等収納員1名分の報酬であります。

次の諸税賦課事務費（西方）につきましては、軽自動車税の納税通知書発送に係る郵送代9万8,360円が主なものであります。

次の市税賦課事務費（西方）につきましては、OA機器借上料49万3,668円が主なものであります。

す。

次の資産税賦課事務費（西方）につきましては、西方地域地番現況縮小図印刷製本業務委託料13万8,180円が主なものであります。

次の市税徴収事務費（西方）につきましては、滞納者に対する催告書及び差し押さえ調書等の郵送代7万715円が主なものであります。

以上で2款2項徴税費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（福富善明君） 平本次長。

○選挙管理委員会事務局次長（平本 武君） 続きまして、2款4項選挙費について説明させていただきますので、恐れ入りますが、222ページ、223ページをお開きください。

まず、1目選挙管理委員会費であります。右側の備考欄2つ目の選挙管理委員会運営費につきましては、選挙管理システムのソフトウェア使用料のほか選挙管理委員4名分の報酬98万4,000円などが主なものであります。

次に、224、225ページをお開きください。続きまして、2目選挙啓発費であります。右側の備考欄の選挙啓発費につきましては、市内の小中学、高校生を対象とした明るい選挙啓発ポスターコンクールの応募者への記念品代11万9,910円並びに満20歳になって選挙権を取得した新成人に送付しております選挙啓発用冊子の購入費33万2,500円が主なものであります。

次に、3目参議院議員通常選挙費であります。備考欄2つ目の参議院議員通常選挙費につきましては、備考欄記載のものほかに選挙事務に従事いたしました職員562名に対する時間外勤務手当等2,630万5,055円及び本庁舎及び総合庁舎に設置しました選挙啓発用の懸垂幕、横断幕、選挙啓発用のぼり旗及び各投票所で使用しました事務用消耗品121万8,355円などの費用が含まれております。

まず、投票立会人等報酬につきましては、期日前投票所10カ所、当日投票所73カ所の投票立会人及び投票管理者等の報酬であります。

次の臨時職員賃金につきましては、参議院選挙の事務補助として臨時に雇い入れた職員2名分の賃金及び各総合支所と公民館に設置しました期日前投票所の臨時職員の賃金であります。

次の郵便料につきましては、投票所の入場券約5万6,000枚分の郵送料であります。

次の電算処理委託料につきましては、投票所入場券の作成委託料であります。

次の公営ポスター掲示板設置撤去業務委託料につきましては、選挙管理委員会が設置いたしましたポスター掲示場503カ所の設置及び撤去に係る業務委託料であります。

次の仮設期日前投票所借上料につきましては、本庁舎及び大平総合支所、都賀総合支所の庁舎前に設置いたしましたプレハブの期日前投票所のリース料であります。

次の器具購入費につきましては、投票用紙読み取り分類機用パソコン2台分の購入費58万8,000円及び組み立て式投票箱8台分の購入費23万3,520円が主なものであります。

次に、4目市長及び市議会議員選挙費であります。次の226、227ページをお開きください。右側の備考欄2つ目の市長及び市議会議員選挙費につきましては、市長、市議選挙の事務補助として雇い入れた臨時職員2名分の賃金のほか不在者投票用封筒の購入費及び事務用消耗品等126万8,073円及び投票用紙等の印刷代113万2,740円などの費用が主なものであります。

次に、5目農業委員会委員選挙費であります。右側の備考欄の農業委員会委員選挙費につきましては、昨年6月に任期満了に伴う農業委員会委員選挙を実施いたしました。いずれの投票区におきましても無投票にて当選が確定いたしましたので、執行経費につきましては、選挙長及び立会人報酬29万9,800円、職員手当24万6,622円及び投票所入場券作成等委託料42万7,182円が主なものであります。

次に、6目土地改良区総代選挙費であります。右側の備考欄の栃木市土地改良区総代選挙費につきましては、本年1月に栃木地域にある8つの土地改良区が合併し、栃木市土地改良区が設立されたため総代選挙を実施いたしました。無投票にて当選人が確定いたしましたので、執行経費につきましては、選挙長及び立会人報酬26万9,600円が主なものであります。

以上で所管部分についての説明を終わります。

○委員長（福富善明君） 榎本課長。

○契約検査課長（榎本佳和君） 続きまして、5目統計調査費からご説明いたします。

1目統計調査総務費であります。備考欄の1行目、統計事務費につきましては、統計調査員用確保対策事務用品消耗品代が主なものであります。

続きまして、228、229ページをごらんください。2目基幹統計調査費についてご説明いたします。備考欄の1行目、工業統計調査事業費につきましては、工業統計調査を行った指導員や調査員に対する非常勤職員報酬が主なものであります。

次の学校基本調査事業費及びその次の商業統計調査事業費につきましては、調査用事務用品代が主なものであります。

次の住宅・土地統計調査事業費につきましては、住宅土地統計調査を行った指導員や調査員に対する非常勤職員報酬が主なものであります。

次の経済センサス事業費及びその次の農林業センサス事業費につきましては、調査用事務用品代が主なものであります。

続きまして、6項監査委員費についてご説明いたします。1目監査委員費であります。備考欄の2行目、監査委員運営費につきましては、監査委員2名分の報酬が主なものであります。

以上で2款総務費までの説明を終了させていただきます。

○委員長（福富善明君） 小島課長。

○消防総務課長（小島 徹君） 続きまして、9款1項1目常備消防費についてご説明いたします。

340ページ、341ページをお開きください。備考欄5行目の総務課（消防本部）一般経常事務費に

つきましては、事務用品等の消耗品、車両の燃料費が主なものであります。

次の消防職員研修事業費につきましては、消防学校などの会議研修参加負担金が主なものであります。

次の消防本部管理費につきましては、消防本部庁舎の光熱水費が主なものであります。

次の消防本部運営費につきましては、消防職員用被覆消耗品が主なものであります。

次の消防職員福利厚生事業費につきましては、消防本部産業医報酬が主なものであります。

次の予防課一般経常事務費につきましては、事務用品等の経常経費が主なものであります。

次の警防課一般経常事務費につきましては、救急医療情報システム、タブレット及び携帯電話利用料が主なものであります。

次の救急救命士養成事業費につきましては、救急救命士を養成するために必要な会議、研修参加負担金が主なものであります。

次の通信指令課一般経常事務費につきましては、事務用品等の消耗品が主なものであります。

次の消防署共通管理費につきましては、当直消防隊員に係る仮眠室寝具借上料が主なものであります。

次の栃木消防署管理運営費につきましては、庁舎の光熱水費及び消防車両の燃料費が主なものであります。

次の大平分署管理運営費から次ページの342ページから343ページ、西方分署管理運営費までにつきましては、庁舎の光熱水費、消防車両の燃料費及び電話回線使用料が主なもので、事業内容は同じものであります。

続きまして、2目非常備消防費についてご説明をいたします。備考欄3行目の消防団運営費（栃木）につきましては、栃木市消防団員1,014名の報酬、臨時職員賃金並びに消防団員が火災等の災害または各種訓練等に出動した延べ127回1万3,333人の費用弁償、消防団員等が火災現状等において負傷した場合の補償及び退職報償金の栃木県市町村総合事務組合への負担金及び消防団互助会補助金が主なものであります。

1つ飛びまして、消防団運営費（大平）につきましては、消防ポンプ車等の車検整備費用及び燃料代が主なものであります。

次の消防団運営費（藤岡）（都賀）（西方）につきましても同様に消防ポンプ車等の車検整備費用及び燃料代が主なものであります。

以上で1目常備準備費と2目非常備消防費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（福富善明君） 石田課長。

○警防課長（石田 栄君） 続きまして、9款1項3目の消防施設費について説明をさせていただきます。

消防施設費備考欄の3行目、消防施設維持管理費（栃木）につきましては、消防団器具置き場の

電気水道料及び防火水槽等の修繕費が主なものであります。消防用機械器具購入費（栃木）につきましては、小型動力消防ポンプ購入費及び消防用ホース購入費が主なものであります。

次の消火栓設置負担金（栃木）につきましては、消火栓6基分の消火栓設置工事費等負担金であります。

次の消火栓管理負担金につきましては、消火栓2,628基分の消火栓維持管理費負担金であります。

次の消防ポンプ自動車等購入事業費につきましては、栃木市消防団栃木方面隊第7分団、都賀方面隊第2分団の消防ポンプ自動車2台及び都賀方面隊本部分団の指揮連絡車1台の購入費であります。

続きまして、344、345ページをお開きください。消防団機械器具置場等整備事業費につきましては、栃木市消防団都賀方面隊第2分団器具置き場の測量設計等委託料、機械器具置場整備工事費及び栃木方面隊第11分団第3部の機械器具置き場敷地購入費が主なものであります。

次の消防本部庁舎施設維持費につきましては、空調機器等の修繕料などの庁舎修繕費であります。

次の器材等管理費につきましては、消防業務用資機材等の保守点検手数料、業務委託料が主なものであります。

次の消防車等管理費につきましては、消防車両等の修繕料が主なものであります。

次の救急車等管理費につきましては、救急車両等の修繕料が主なものであります。

次の高規格救急自動車購入事業費につきましては、老朽化した藤岡分署配備の高規格救急自動車1台の購入費であります。

次の消防・救急等資機材購入事業費につきましては、消防活動用防火衣16組の購入費であります。

次に、1つ飛びまして、消防ポンプ自動車購入事業費につきましては、老朽化した栃木市消防署に配備の消防ポンプ自動車1台の購入費であります。

次の水槽付消防ポンプ自動車購入事業費につきましては、老朽化した都賀分署に配備の水槽付消防ポンプ自動車1台の購入費であります。

次の通信指令システム費につきましては、消防指令装置保守点検委託料発信地表示システム保守点検委託料及び発信地表示システム使用料が主なものであります。

次に、1つ飛びまして、栃木消防署施設維持費から西方分署施設維持費につきましては、庁舎の維持補修費が主なものであります。

次の消防施設維持管理費（大平）につきましては、消防団器具置き場の電気水道料及び消防団器具置き場の雨漏り等の修繕費が主なものであります。

次の消防用機械器具購入費（大平）につきましては、消防団用工具の購入費であります。

次の消火栓設置負担金（大平）につきましては、消火栓4基分の消火栓設置工事費等負担金であります。

次の消防施設維持管理費（藤岡）につきましては、消防団器具置き場の電気水道料及び防火水槽

の撤去工事費が主なものであります。

続きまして、346ページ、347ページをお開きください。消防用機械器具購入費（藤岡）につきましては、消防水利標識板等5基及び無線受令機1台の購入費であります。

次の消火栓設置負担金（藤岡）につきましては、消火栓1基分の消火栓設置工事費等負担金であります。

次の消防施設維持管理費（都賀）につきましては、消防団器具置き場の電気水道料が主なものであります。

次の消防用機械器具購入費（都賀）につきましては、消防水利標識板等5基及び栃木消防団都賀方面隊第4分団第1部の発電機購入費であります。

次の消火栓設置負担金（都賀）につきましては、消火栓2基分の消火栓設置工事費等負担金であります。

次の消防施設維持管理費（西方）につきましては、防火水槽の撤去工事費が主なものであります。

次の消防用機械器具購入費（西方）につきましては、消防水利標識板等5基及び無線受令機1台の購入費であります。

次の消火栓設置負担金（西方）につきましては、消火栓1基分の消火栓設置工事負担金であります。

以上で消防施設費の説明を終了させていただきます。

○委員長（福富善明君） 大橋課長。

○危機管理課長（大橋嘉孝君） 続きまして、4目水防費であります。備考欄の水防対策事業費、これにつきましては、水防に関する消耗品、土のう袋、ブルーシート及び水防材料の土のうに入れる砂の購入費が主なものであります。

次の1市1町合同水防演習事業費につきましては、野木町と合同開催いたしました水防演習の負担金であります。

続きまして、5目災害対策費であります。右側の備考欄1行目の防災事業費につきましては、防災無線保守点検等に係る委託料及び自主防災組織設立活動補助金が主なものであります。

次の緊急防災情報伝達システム整備事業費につきましては、緊急防災情報伝達システム基本設計に係る委託料であります。1つ飛びまして、移動系防災行政無線拡張整備事業費につきましては、防災行政無線拡張整備に係る工事費であります。

2つ飛びまして、市庁舎整備に伴う防災設備移転事業費でございます。348、349ページをお開きください。市庁舎整備に伴う機器移設に係る業務委託料及び市庁舎整備に伴う防災設備移転に係る工事費であります。

続きまして、12款公債費についてご説明いたします。恐れ入りますが、396、397ページをお開きください。12款1項1目備考欄の市債償還元金につきましては、市債償還の元金分として財務省財

政融資資金から借り入れに対する償還金であります。

次に、2目備考欄の市債償還利子につきましては、それぞれ市債の償還計画に基づき利子分を支払ったものであります。

次の積立基金繰替運営利子につきましては、積立基金の繰り替え運用に係る利子であります。

次に、3目備考欄の公債諸費につきましては、市債証券発行に伴う手数料であります。

398、399ページをお開きください。13款1項1目予備費であります。予備費の充当につきましては、備考欄にありますとおり款項目の単位で13件あります。いずれも年度途中において不測の事態により現計予算に不足が生じたため予備費より充当させていただいたものであります。

最初に、2款1項5目財産管理費への充用につきましては、2月の大雪によりまして大平総合支所の職員駐輪場2棟が倒壊し、早急な撤去と駐輪場を1棟設置する必要が生じたため、また都賀総合支所の西側外壁の一部が老朽化等により市道に落下する危険性があるため予備費により対応したものであります。

次の2款1項12目渡良瀬遊水地対策費への充用につきましては、昨年のヨシ焼き実施による事故により保険金の掛金が大幅増となったことから、運営経費の不足分をヨシ焼き連絡会会員及び栃木市を含む4市2町で負担することになったため、予備費により対応したものであります。

次の2款1項14目諸費への充用につきましては、市税過誤納還付金に不足が生じたため、また蔵タク運行補助金の不足が見込まれるため予備費により対応したものであります。

次の3款1項1目社会福祉総務費への充用につきましては、社会福祉課の非常勤職員の交通事故により損害賠償金の支払いが生じたため、予備費により対応したものであります。

次の3款2項4目児童福祉施設費への充用につきましては、栃木コミュニティープラザの空調機の熱交換機が腐食しガスが漏れていることから、早急な修理が必要になったため予備費により対応したものであります。

次の3款2項5目保育所費への充用につきましては、昨年10月の台風26号により損壊した部屋保育園の園舎等の早急な修理が必要になったため、また公用車の事故により損害賠償金の支払いが生じたため予備費により対応したものであります。

次の5款1項2目勤労者福祉施設費への充用につきましては、勤労青少年ホームの受電キュービクルの絶縁が劣化し、早急な修理が必要になったため予備費により対応したものであります。

次の7款1項4目観光費への充用につきましては、2月の大雪によりまして大和町駐車場のトイレ及び大和町小江戸広場の北蔵と南蔵の雨どいが破損し、早急な修理が必要になったため予備費により対応したものであります。

次の8款2項2目道路維持費への充用につきましては、台風26号により樹木が倒れ通行できない状況になったため倒木を撤去する必要があり、予備費により対応したものであります。

次の8款3項1目河川総務費への充用につきましては、昨年9月の台風17号及び10月の台風26号

の接近に伴い、永野川の増水による浸水被害に対応するため、急遽水中ポンプの設置が必要になったため予備費により対応したものであります。

次の9款1項1目常備消防費への充用につきましては、危険物許可施設の訴訟事件により弁護士費用が必要となったため予備費により対応したものであります。

次の10款2項1目学校管理費への充用につきましては、台風26号により学校敷地内に倒木や枝倒れが発生し、早急に除去する必要があるため予備費により対応したものであります。

次の10款6項2目体育施設費への充用につきましては、大平南体育館の火災報知機設備、藤岡スポーツふれあいセンターの空調設備及び渡良瀬運動公園トイレの真空システム圧力センサー等が故障し、早急な修理が必要になったため予備費により対応したものであります。

以上で歳出の所管関係部分の説明を終わります。

○委員長（福富善明君） ありがとうございます。

ここで暫時休憩させていただきます。

（午前10時19分）

○委員長（福富善明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時35分）

○委員長（福富善明君） 次に、歳入等の説明をお願いいたします。

早乙女課長。

○収税課長（早乙女正美君） それでは、歳入の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書の62、63ページをお開きください。栃木市一般会計歳入歳出決算書事項別明細書によりご説明申し上げます。

1款市税であります。収入済額は195億5,889万3,175円、収入未済額は17億4,525万6,519円でありまして、予算現額に対し歳入済額は12億7,149万6,175円上回っております。また、歳入済額は前年度に比較し6億9,375万1,667円の増、率にして3.7%上回っております。

次に、税目ごとにご説明申し上げます。1項市民税につきましては、収入済額85億9,337万6,518円で、前年度に比較し6億6,794万6,409円の増、率にして8.4%上回っております。そのうち1目個人につきましては、収入済額66億5,970万9,461円でありまして、前年度に比較し1億915万6,518円の増、率にして1.7%上回っております。その主な要因といたしまして、当初見込みに比べて給与収入者の所得割の納税者数が増加したことによるものであります。

1節現年課税分の備考欄の還付未済金22万3,138円及びその下の2節滞納繰越分の還付未済金2万6,937円につきましては、修正申告等により発生した21件分の還付未済金であります。

次に、2目法人につきましては、収入済額19億3,366万7,057円でありまして、前年度に比較し5

億5,878万9,891円の増、率にして40.6%上回っております。その主な要因といたしましては、企業収益の回復傾向を受けて法人税割が増加したことによるものであります。

1 節現年課税分の備考欄の還付未済金 9 万6,500円につきましては、修正申告により発生した 3 件分の還付未済金であります。

次に、2 項固定資産税につきましては、収入済額87億3,856万9,969円でありまして、前年度に比較し7,220万4,677円の減、率にして0.8%下回っております。そのうち 1 目固定資産税につきましては、収入済額85億1,028万3,969円でありまして、前年度に比較し6,537万9,977円の減、率にして0.8%下回っております。その要因といたしましては、家屋分は増えておりますが、土地分は地価の下落が影響し、また償却資産は減価償却により収入が減ったものであります。

1 節現年課税分の備考欄の還付未済金 1 万7,900円及びその下の 1 節滞納繰越分の還付未済金 1 万3,300円につきましては、3 件分の還付未済金であります。

次に、2 目国有資産等所在市町村交付金につきましては、収入済額 2 億2,828万6,000円でありまして、前年度に比較し682万4,700円の減、率にして2.9%下回っております。その要因といたしましては、国有償却資産が減価償却により資産価値が減少したためであります。

次に、3 項軽自動車税につきましては、収入済額 2 億7,002万4,000円でありまして、前年度に比較し563万6,966円の増、率にして2.1%上回っております。その主な要因といたしましては、景気低迷の影響や環境への意識の高まりにより普通自動車にかわり軽自動車の需要が増加したことによるものであります。

1 節現年課税分の備考欄の還付未済金 4 万5,000円につきましては、8 件分の還付未済金であります。

次に、4 項市たばこ税につきましては、収入済額10億7,623万7,306円でありまして、前年度に比較し 1 億469万2,077円の増、率にして10.8%上回っております。その主な要因といたしましては、たばこの消費本数は年々減少傾向にありますが、平成25年4月の税率改正により増となったものであります。

恐れ入りますが、64、65ページをお開きください。次に、5 項鉱産税につきましては、収入済額 327万9,400円でありまして、前年度に比較し7,800円の減、率にして0.2%下回っております。

次に、6 項特別土地保有税の収入済額はゼロであります。特別土地保有税につきましては、平成15年度税制改正により課税が停止されております。

次に、7 項入湯税につきましては、収入済額1,285万550円でありまして、前年度に比較し11万4,950円の減、率にして0.9%下回っております。

次に、8 項都市計画税につきましては、収入済額 8 億6,455万5,432円でありまして、前年度に比較し1,219万6,358円の減、率にして1.4%下回っております。その主な要因といたしましては、市街化区域の地価の下落が影響しているものであります。

以上で1款市税につきましての説明を終わらせていただきます。

○委員長（福富善明君） ありがとうございます。

福島課長。

○大平総合支所地域まちづくり課長（福島 司君） 続きまして、2款地方譲与税から所管部分を説明させていただきます。

66、67ページをお開きください。2款1項1目1節備考欄の地方揮発油譲与税につきましては、国税の揮発油税とあわせて課税されます地方揮発油税の42%に相当する額が市町村の道路の延長と面積を基礎として交付されたものであります。前年度に比べ302万7,000円、1.9%の減となっております。

次の2項1目1節備考欄の自動車重量譲与税につきましては、国税であります自動車重量税の1,000分の407に相当する額が市町村の道路の延長と面積を基礎として交付されたものであります。前年度に比べ2,137万8,000円、5.6%の減となっております。

次の3項1目1節備考欄の地方道路譲与税につきましては、平成21年4月に地方道路譲与税法の一部が改正され地方揮発油譲与税に改められましたが、改正前の地方道路譲与税の交付分でありませ

す。次に、68、69ページをお開きください。3款1項1目1節備考欄の利子割交付金につきましては、県が利子等の支払いを受ける者に課税し、徴収します利子割収入額の59.4%が個人県民税の基礎として交付されたものであります。前年度に比べ245万6,000円、7.0%の減となっております。

次に、70、71ページをお開きください。4款1項1目1節備考欄の配当割交付金につきましては、県が上場株式等の配当に課税し徴収します配当割収入額の59.4%が個人県民税を基礎として交付されたものであります。前年度に比べ3,204万8,000円、103.7%の増となっております。

次に、72、73ページをお開きください。5款1項1目1節備考欄の株式等譲渡所得割交付金につきましては、株式の譲渡益に課税される県民税株式等譲渡所得割額の59.4%が個人県民税を基礎として交付されたものであります。前年度に比べ9,233万1,000円、1,027.3%の増となっております。

次に、74、75ページをお開きください。6款1項1目1節備考欄の地方消費税交付金につきましては、消費税5%のうち国が4%、残り1%が地方消費税となり、その2分の1に相当する額が人口や従業者数を基礎として市町村に交付されたものであります。前年度に比べ1,176万6,000円、0.9%の減となっております。

次に、76、77ページをお開きください。7款1項1目1節備考欄のゴルフ場利用税交付金につきましては、県が徴収しますゴルフ場利用税の10分の7に相当する額が所在市町村に交付されたものであります。前年度に比べ608万9,346円、1.6%の減となっております。

次に、78、79ページをお開きください。8款1項1目1節備考欄の自動車取得税交付金につきましては、県が徴収します自動車取得税の66.5%が市町村の道路の延長と面積を基礎として交付され

たものであります。前年度に比べ2,983万6,000円、15.8%の減となっております。

次に、80、81ページをお開きください。9款1項1目1節備考欄の地方特例交付金につきましては、住宅ローン特別控除の実施に伴う住民税の減収を補填するために交付されたものであります。前年度に比べ97万3,000円、1.0%の減となっております。

次に、82、83ページをお開きください。10款1項1目1節備考欄1行目の普通交付税につきましては、算出しました基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた差額が交付されたものであります。前年度に比べ3,766万6,000円、0.4%の減となっております。2行目の特別交付税につきましては、画一的な算定による交付される普通交付税では反映できない個別具体的な事情が考慮され交付されたものであります。前年度に比べ8,311万7,000円、6.8%の増となっております。

なお、地方交付税全体では前年度と比べ4,545万1,000円、0.5%の増となっております。

次に、84、85ページをお開きください。11款1項1目1節備考欄の交通安全対策特別交付金につきましては、道路交通法による反則金を原資としまして交通安全施設整備のために交付されるもので、交通事故の件数や人口集中地区の人口、また改良済みの道路の延長などを基礎として交付されたものであります。前年度に比べ62万6,000円、2.8%の減となっております。

次に、86、87ページをお開きください。中ほどの12款2項1目総務費負担金ですが、「70節選挙費負担金」と記載してありますが、「2節選挙費負担金」の誤りでありますので、訂正をお願いいたします。2節選挙費負担金の備考欄、土地改良区総代選挙費負担金につきましては、栃木市土地改良区の総代選挙に要した経費として土地改良区から納入された負担金であります。

次に、90、91ページをお開きください。所管部分は5目1節消防費負担金でありまして、備考欄の東北道・北関東道救急業務負担金につきましては、消防本部が管轄します高速道路上での救急業務に係る経費に対し東日本高速道路株式会社から支払われた負担金であります。

次に、92、93ページをお開きください。13款1項1目1節総務管理使用料、備考欄1行目、市庁舎予定地敷地使用料につきましては、新庁舎敷地内に設置してあります電柱及びガス供給設備の使用料であります。

次の市民活動推進センター敷地使用料につきましては、栃木市民活動推進センターくららにNTTが設置しました電柱の敷地使用料であります。

次の天幕使用料につきましては、貸し出し用テントの使用料であります。

次の庁舎等使用料につきましては、庁舎敷地内にあります電柱、電話柱等の使用料が主なものであります。

次の行政財産使用料、地域まちづくり課（大平）につきましては、電柱、電話柱等の使用料が主なものであります。

以下、行政財産使用料（地域まちづくり課）（藤岡）（都賀）（西方）につきましても同様でありますので、説明を省略させていただきます。

1つ飛んで、藤岡遊水池会館使用料につきましては、遊水池会館を会議等で使用する一般利用者の使用料であります。

2つ飛んで、金崎有料駐車場使用料（西方）につきましては、全40区画中16区画分の使用料であります。

次に、少し飛びまして、102、103ページをお開きください。所管部分は、中ほど8目1節消防使用料でありまして、備考欄の1行目、消防施設敷地使用料（栃木）につきましては、栃木市消防団栃木方面隊第5分団の器具置き場敷地及び防火水槽敷地に設置されております電柱及び支線柱の敷地使用料であります。

次の行政財産使用料（消防総務課）につきましては、消防本部、消防署、各分署内自動販売機等の敷地使用料であります。

次の消防施設敷地使用料（西方）につきましては、栃木消防団西方方面隊第4分団器具置き場敷地内に設置されております電柱の敷地使用料であります。

以上で13款1項までの説明を終わります。

○委員長（福富善明君） 田中課長。

○藤岡総合支所地域まちづくり課長（田中 徹君） 続きまして、110、111ページをお開き願います。

13款2項1目の総務手数料につきましてはご説明を申し上げます。

1節総務管理手数料、備考欄の認可地縁団体証明手数料につきましては、認可地縁団体に係る告示事項証明書等の発行手数料5件分であります。

次に、2節徴税手数料であります。備考欄の2行目、諸証明手数料（栃木）、5行目の大平、1つ飛んで藤岡、1つ飛んで都賀、下段の西方につきましては、本庁並びに各総合支所等で発行しました所得証明等3万4,555件分の手数料収入であります。同様に、公募閲覧手数料（栃木）から西方につきましては、土地台帳閲覧等3,380件分の手数料収入であります。また、上から3行目ですけれども、市税督促手数料につきましては、4万456件分の手数料収入であります。

続きまして、116、117ページをお開き願います。一番下段の13款2項6目1節の消防手数料であります。備考欄の1行目、危険物施設設置許可等手数料につきましては、ガソリンや石油を取り扱うための危険物施設の設置許可やこれらの施設の変更許可の手数料であります。

次の救急搬送証明等手数料につきましては、救急搬送に係る証明手数料であります。

続きまして、122、123ページをお開き願います。下から2段目になりますけれども、14款2項4目1節の消防費補助金の備考欄1行目、防災情報通信設備整備事業交付金につきましては、全国瞬時警報システムの自動起動装置の整備に係る国からの事業交付金であります。

次の緊急消防援助隊設備整備費補助金につきましては、栃木市消防署都賀分署の水槽付消防自動車の購入に係る国からの補助金であります。

続きまして、124、125ページをお開きください。備考欄の下から4段目になります。14款2項6

目1節の総務管理費補助金の備考欄、地域の元気臨時交付金につきましては、地域の経済活性化を目的に、国の平成24年度補正予算において1回限りの特別措置として創設されたもので、市庁舎整備事業費に充当いたしました。

次に、一番下の段になります。14款3項1目1節総務管理費委託金の備考欄自衛官募集事務費委託金につきましては、自衛隊法の規定により地方公共団体が事務処理をすることとなっている自衛官の募集事務に係る経費として防衛省からの委託金であります。

続きまして、128、129ページをお開き願います。15款2項1目の総務費県補助金につきましてご説明を申し上げます。一番下の段になります。1節の総務管理費補助金の備考欄1行目、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金につきましては、新庁舎の屋上に設置しました風力発電システムへの補助金であります。

次のわがまち協働推進事業交付金につきましては、地域の資源を生かし住民が主体となって取り組む地域づくり活動団体や市町の枠を超えて広域的に取り組む地域づくり団体に対し交付されるもので、栃木渡良瀬1号フルーツ街道推進事業及び例幣使道沿線観光誘客推進事業への市負担金に対し県から補助金として交付されたものであります。

続いて、130、131ページをお開きください。備考欄の1行目、市町村総合交付金につきましては、少額な県補助金が一括して交付されるものであり、権限移譲に係る事務費、農業集落排水事業などに対し交付されたものであります。

次の市町村合併支援交付金につきましては、平成22年3月末までに合併した市町村に対し、合併に伴う財政負担の軽減、合併後の行政の円滑な推進及び合併による新たなまちづくりを支援することを目的に交付されたものであります。

次の住居地域の防災力向上事業補助金につきましては、自主防災組織の設立に係る県からの事業補助金であります。

次に、2つ飛びまして在外選挙人名簿登録事務交付金につきましては、在外選挙人に係る選挙人名簿登載事務や大使館などへの連絡経費に対する交付金であります。

続きまして、136、137ページをお開き願います。上から4段目になります。15款2項7目1節の消防費補助金の備考欄、地域消防力強化推進事業補助金につきましては、消防団員確保対策に係る県からの補助金であります。

続きまして、138、139ページをお開き願います。1節徴税费委託金の備考欄、県税徴収委託金につきましては、県にかわり県民税を徴収する業務に対しての委託金であります。

1つ飛びまして、3節選挙費委託金の備考欄、参議院議員通常選挙費委託金につきましては、昨年7月21日に執行いたしました参議院議員通常選挙に要しました経費に対する委託金であります。

続きまして、4節統計調査費委託金であります。備考欄の1行目、統計調査員確保対策事業委託金につきましては、統計調査協力員を確保し、その資質向上を図るための支出経費について全額

が委託金として交付されるものであります。

次の経済センサス委託金、工業統計調査委託金、住宅・土地統計調査委託金、商業統計調査委託金、農林業センサス委託金、学校基本調査委託金につきましては、国の期間統計調査に伴う支出経費について、全額が委託金として交付されるものであります。

以上で13款2項1目の総務手数料から15款3項1目の総務費委託金までの説明を終わらせていただきます。

○委員長（福富善明君） 関口課長。

○都賀総合支所地域まちづくり課長（関口孝雄君） 続きまして、恐れ入りますが、140、141ページをお開き願います。16款財産収入から所管関係部分につきましてご説明申し上げます。

1項1目1節土地建物貸付収入の備考欄をごらんください。市民活動推進センター自動販売機設置収入につきましては、市民活動推進センター内に設置しております自動販売機1台分の貸付収入であります。

次の市有土地貸付収入（栃木）につきましては、東京都内の市有土地21件や平川の県営住宅、沼和田町の県南児童相談所敷地など市内の市有土地22件、合計43件の土地貸付収入と旧栃木警察署敷地など未利用地の短期貸し付けに係る貸付収入であります。

次の市有建物貸付収入（栃木）につきましては、山本有三記念館建物等の貸付収入であります。

次の市有土地建物貸付収入（管財課）につきましては、本庁舎別館等に設置しております自動販売機7台分の貸付収入362万6,155円及び新庁舎1階株式会社東武宇都宮百貨店の貸付収入194万6,812円が主なものであります。

次の旧栃木中央小学校太陽光発電施設屋根貸付収入につきましては、旧栃木中央小学校屋上に設置しております太陽光発電施設の貸付収入であります。

次に、142、143ページをお開き願います。備考欄上から8行目、市有土地貸付収入（大平）につきましては、栃木警察署富田駐在所等への土地貸付収入であります。

次に、4行飛びまして、市有土地貸付収入（藤岡）につきましては、財団法人渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団への土地貸付収入807万9,210円が主なものであります。

次の市有建物貸付収入（藤岡）につきましては渡良瀬遊水地会館内の一部を財団法人渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団が事務所として使用しており、これに係る貸付収入78万8,160円及び支所、庁舎への自動販売機設置貸付収入49万2,616円であります。

次に、一番下、市有土地貸付収入（都賀）につきましては、旧家中保育所の土地貸付収入36万円が主なものであります。

次に、144、145ページをお開き願います。備考欄1行目、市有建物貸付収入（都賀）につきましては、支所内に設置しております自動販売機1台分の貸付収入16万8,852円が主なものであります。

次に、8行飛びまして、ページの中ほどになりますが、市有土地貸付収入（西方）につきましては

は、一般住宅敷地及び自治会公民館等に対する貸付収入であります。

次の市有建物貸付収入（西方）につきましては、自動販売機等の貸付収入であります。

続きまして、2目1節利子及び配当金についてであります。

145ページ、備考欄下から3行目の土地開発基金利子から次の147ページ、備考欄上から3行目の東日本大震災復興推進基金利子までの基金利子につきましては、それぞれ当該基金の預金利子であります。

次に、1行飛びまして、株式配当金（情報推進課）につきましては、ケーブルテレビ株式会社の株式配当金であります。

次の大澤基金利子から2行下の土地総合調整基金利子までの基金利子につきましては、それぞれ当該基金の預金利子であります。

次の株式配当金（管財課）につきましては、京浜急行電鉄株式会社の株式配当金であります。

次の皆川地区振興基金利子につきましては、この基金の預金利子であります。

続きまして、2項1目1節土地売払収入についてご説明いたしますので、148、149ページをお開き願います。備考欄1行目、市有土地売払収入につきましては、一般競争入札等による未利用地の売り払いが5件で、法定外公共物の用途廃止に伴う売り払いが28件であります。

続きまして、2目1節物品売払収入の備考欄、不用品売払収入につきましては、不要となった公用車10台分のオークションによる売払収入201万7,907円が主なものであります。

次に、150、151ページをお開き願います。17款寄附金でございます。備考欄1行目、1項1目1節一般寄附金につきましては、法人2件、個人1件の計3件分の寄附金であります。

次の2目1節総務管理費寄附金の備考欄、市民協働まちづくり寄附金につきましては、市民等からの寄附9件であります。

次の庁舎管理寄附金につきましては、新庁舎移転の際に受け入れた寄附金であります。

次に、1ページ飛びまして、154、155ページをお開き願います。18款繰入金でございます。備考欄一番下、2項1目1節財政調整基金繰入金につきましては、平成25年度予算編成による財源調整のため基金から繰り入れを行ったものであります。

次に、156、157ページをお開き願います。備考欄1行目、3目1節市民協働まちづくりファンド繰入金につきましては、市民活動推進事業費へ充当するための繰入金であります。

次に、1行飛びまして、7目1節ふるさと整備事業基金繰入金につきましては、個性的で魅力あるふるさと整備の財源として、永野川緑地公園整備事業に充当するため基金から繰り入れを行ったものであります。

次の8目1節皆川地区振興基金繰入金につきましては、皆川地区市有山林管理費の財源として基金から繰り入れを行ったものであります。

次に、158、159ページをお開き願います。備考欄5行目、13目1節東日本大震災復興推進基金繰

入金につきましては、東日本大震災からの復興に資するための財源として、栃木市ブランド推進協議会交付金ほか5事業に充当するため基金から繰り入れを行ったものであります。

次の14目1節庁舎建設基金繰入金につきましては、市庁舎整備事業の財源として基金から繰り入れを行ったものであります。

次に、160、161ページをお開き願います。3項1目1節寺尾財産区繰入金につきましては、水道事業会計繰出金の財源として基金から繰り入れを行ったものであります。

以上で16款財産収入から18款繰入金までの所管関係部分の説明を終わります。

○委員長（福富善明君） 中田課長。

○西方総合支所地域まちづくり課長（中田博之君） 続きまして、162、163ページをお開きください。

19款1項1目1節前年度繰越金につきましては、平成24年度からの繰越金であります。

次に、164、165ページをお開きください。20款1項1目1節延滞金につきましては、市税滞納延滞金5,314件の延滞金収入であります。

次に、2項1目1節預金利子につきましては、一般会計の普通預金の利子であります。

次に、168、169ページをお開きください。20款5項1目1節滞納処分費につきましては、インターネット購買に係る手数料であります。

次に、5目2節雑入であります。所管関係部分をご説明させていただきます。まず、栃木地区広域行政事務組合職員給与負担金等（総合政策課）につきましては、広域行政事務組合に派遣しております市職員1名分の人件費に対して組合からの給与負担金1,032万1,464円が主なものであります。

次の中学生海外派遣事業負担金（総合政策課）につきましては、中学生海外派遣事業参加者28名分の負担金であります。

次の物品供給契約解除違約金（まちなか土地利用推進室）につきましては、新庁舎の備品購入に係る落札業者の契約不履行による契約解除の違約金で、契約金額の10分の1に相当する額であります。

次の市民総合賠償補償保険金（地域まちづくり課）につきましては、市が主催する行事等にて被災した市民の見舞金などに充てる保険金であります。

次の合併協議会決算剰余金につきましては、平成26年3月31日付で解散いたしました栃木市・岩舟町合併協議会の決算剰余金であります。

次の広報とちぎ広告掲載料等（秘書広報課）につきましては、広報とちぎの有料広告及び市ホームページのバナー広告に係る広報とちぎ広告掲載料等が主なものであります。

次の栃木県市町村振興協会市町村交付金等（財政課）につきましては、公益財団法人栃木県市町村振興協会から交付されたオータムジャンボ宝くじの収益金2,087万3,000円が主なものであります。

次に、170、171ページをお開きください。備考欄1行目、公文書複写料等（総務課）につきましては、情報公開に伴う公文書複写料のほか、栃木市・岩舟町合併協議会及び栃木市自治会連合会からの文書複写料であります。

次の保険事務手数料等（職員課）につきましては、旧栃木市職員厚生会が職員に対して行いました貸し付けに係る返還金329万3,673円、職員が加入しております各種保険の事務手数料299万6,080円、住居手当等の資格確認調査に基づく返還金86万6,875円、概算払いをいたしました公務災害補償負担金の確定に伴う還付金62万5,600円が主なものであります。

次の雇用保険料（職員課）につきましては、雇用保険に加入しておりました臨時職員及び非常勤職員延べ617人から預かりました雇用保険料の自己負担分であります。

次の栃木市派遣嘱託員報酬等負担金（職員課）につきましては、宇都宮西中核工業団地事務組合に事務局長として派遣しております嘱託職員の人件費といたしまして派遣先から納入された負担金であります。

次の被災地派遣職員給与等負担金（職員課）につきましては、東日本大震災の被災地であります宮城県多賀城市に派遣しております職員1人分の人件費といたしまして、派遣先から納入された負担金であります。

次の設計図書複写料（契約検査課）につきましては、建設工事等の入札に係る設計図書の複写料であります。

次の消防団員福祉共済事務費等（危機管理課）につきましては、消防団員福祉共済制度返戻金20万3,904円及び東京電力の賠償金53万4,366円が主なものであります。

次の公衆電話使用料等（管財課）につきましては、本庁舎福祉庁舎に設置しております公衆電話の使用料のほか送電線線下補償料などが主なものであります。

次の借地権譲渡承諾料（管財課）につきましては、大田区蒲田の市有地につきまして借地権を譲渡するに当たっての承諾料であります。

次のナンバー弁償金（市民税課）につきましては、市からの貸与ナンバー101台分の紛失による弁償金であります。

次の課税資料提出手数料等（資産税課）につきましては、税務署が作成する相続税路線価の資料として市が提出した精通者意見価格調査等に対する税務署からの手数料であります。

次に、174、175ページをお開きください。備考欄上から3行目、議長交際費資金前渡利子等（議事課）につきましては、議長交際費資金前渡利子及び議会公用車の自動車損害共済災害共済金等であります。

次に、176、177ページをお開きください。備考欄上から11行目、栃木県消防学校派遣職員給与等負担金等（消防総務課）につきましては、栃木県消防学校に教官として消防職員1名を派遣したことにより県から支払われる給与等の経費723万9,847円が主なものであります。

次の複写料等（地域まちづくり課）（大平）につきましては、大平総合支所の複合機を合併推進室が使用して資料等を印刷した際のプリント料10万3,997円が主なものであります。

次のナンバー弁償金（税務課）（大平）につきましては、市からの貸与ナンバー41台分の紛失等による弁償金であります。

次の損害賠償保険金（税務課）（大平）につきましては、公用車物損事故による損害賠償保険金であります。

次に、178、179ページをお開きください。備考欄上から3行目、公文書複写料等（地域まちづくり課）（藤岡）につきましては、外部団体による公文書印刷料及び公用車の事故に係る自動損害共済災害共済金が主なものであります。

次のナンバー弁償金（税務課）（藤岡）につきましては、市からの貸与ナンバー43台分の紛失等による弁償金であります。

次に、6行飛びまして、電気使用料等（地域まちづくり課）（都賀）につきましては、よつば保育園の敷地内にあります送電線の線下補償料51万1,545円及び公用車の物損事故に係る自動車損害共済災害共済金34万6,428円が主なものであります。

次のナンバー弁償金等（税務課）（都賀）につきましては、市からの貸与ナンバー23台分の紛失等による弁償金4,600円及び税務課公用車の自損事故による自動車損害共済災害共済金5万3,865円であります。

次に、下から2行目、ナンバー弁償金等（地域まちづくり課）（西方）につきましては、市からの貸与ナンバー15台分の紛失等による弁償金及び送電線線下補償料79万9,089円等が主なものであります。

以上で20款諸収入の説明を終わります。

○委員長（福富善明君） 石川課長。

○会計課長（石川 実君） 続きまして、21款市債であります。182、183ページをお開きください。

1項1目1節備考欄の1行目、合併特例事業債（市庁舎整備事業）につきましては、市庁舎整備に伴う防災設備移転事業及びネットワーク整備事業に対する起債であります。

次の防犯灯LED化事業債は、防犯灯のLED化事業に対する起債であります。

次に、2目1節備考欄のこども発達支援センター整備事業債につきましては、城内町2丁目に整備したこども発達支援センターの事業に対する記載であります。

次に、2節合併特例事業債（学童保育施設整備事業）につきましては、大宮南小及び大平西こどもの家の学童保育施設整備事業に対する起債であります。

次に、3目1節備考欄の農道整備事業債につきましては、川原田地区、細堀地区及び星野地区の農道舗装工事を行う農業農村整備事業に対する起債であります。

次に、4目1節備考欄1行目、地方道路整備事業債につきましては、市道C-13号線道路改良事

業（栃木大宮町）市道〇―157号線道路整備事業（大平土与）ほか34事業に対する起債であります。

次のまちづくり事業債（道路）につきましては、市道T03―278、270号線道路改良事業、赤津地区ほか4事業に対する起債であります。

184、185ページをお開きください。備考欄の1行目、合併特例事業債（道路維持事業）につきましては、市道113号線道路整備事業、栃木大塚町、宮田町及び市道T01―281号線等舗装補修事業（都賀、家中ほか1事業）に対する起債であります。

次の合併特例事業債（道路新設改良事業）につきましては、市道〇―152、153、280号線ほか1路線道路改修改良事業（大平牛久、川連）、大野157号線道路新設事業（大平川連）ほか22事業に対する起債であります。

次の合併特例事業債（橋りょう維持事業）につきましては、市道F―2号線橋りょう補修事業（藤岡後藤可動橋）及び市道T63号線橋りょう補修事業（都賀臼久保陸橋）に対する起債であります。

次に、2節備考欄の河川等整備事業債につきましては、排水路整備事業（栃木清水川支線分水路整備事業）ほか5事業に対する起債であります。

次に、3節備考欄1行目、公園整備事業債につきましては、総合運動公園施設整備事業及び寺尾ふれあい水辺の広場公園整備事業に対する起債であります。

次のまちづくり事業債（公園）につきましては、都賀の里公園整備事業及び都賀整地公園整備事業に対する起債であります。

次に、4節備考欄の公営住宅改修事業債につきましては、城内南市営住宅の屋根ふき替え工事及び城内南第2市営住宅の配水管改修工事を実施した市営住宅リフレッシュ事業に対する起債であります。

次に、5目1節備考欄の1行目、消防施設整備事業債につきましては、消防ポンプ自動車等購入事業、高規格救急自動車購入事業及び消防団機械器具置き場等整備事業に対する起債であります。消防ポンプ自動車4台、消防指揮連絡車1台であります。

次の防災基盤整備事業債につきましては、移動系防災行政無線拡張整備事業に対する起債であります。

次に、6目1節備考欄1行目、小学校施設整備事業債につきましては、大宮北小校舎増築事業、寺尾統合小学校整備事業及び小学校施設整備事業（栃木）に対する起債であります。

次の学校教育施設耐震化事業債につきましては、合戦場小、赤麻小、部屋小の校舎及び大平中央小、赤津小、真名子小の屋内運動場の耐震補強事業に対する起債であります。

次に、2節備考欄1行目、まちづくり事業債（体育施設）につきましては、赤津地区の大柿コミュニティセンター改修事業に対する起債であります。

次の県指定文化財取得事業債につきましては、本庁東側の古久磯提灯店見世蔵の土地建物を取得した県指定文化財取得事業に対する起債であります。

次に、3節備考欄の大平学校給食センター整備事業債につきましては、大平中学校の敷地内に建設をした大平学校給食センターの整備事業に対する起債であります。

次に、4節備考欄の学校教育施設耐震化事業債につきましては、西方中及び寺尾中の屋内運動場耐震補強事業に対する起債であります。

次に、7目1節備考欄の臨時財政対策債につきましては、地方交付税の財源不足を国と県が折半により負担するというもので、地方交付税の振り替え分であります。

なお、借入れにより生じる元利償還金につきましては、後年度に100%交付税措置をされるものであります。

以上で平成25年度栃木市一般会計決算の所管関係部分の説明を終了させていただきます。

○委員長（福富善明君） 次に、実質収支に関する調書の説明をお願いします。

杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） 続きまして、実質収支に関する調書につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、400ページをお開きください。400ページでございます。最初に、1の歳入総額であります、603億1,359万8,000円、次に2の歳出総額であります、562億9,061万3,000円、次に3の歳入歳出差引額であります、40億2,298万5,000円となっております。

次に、4、翌年度へ繰り越すべき財源であります、(1)継続費通次繰越額7,030万6,000円、(2)繰越明許費繰越額2億6,496万5,000円、(3)事故繰越繰越額はなく、合計は3億3,527万1,000円となっております。なお、各繰越額の内訳につきましては、平成25年度決算状況報告書の7ページから12ページに記載のとおりであります。

次に、5の実質収支額であります、36億8,771万4,000円となっております。

最後に、6の実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額であります、歳入に編入することなく直ちに基金に繰り入れたものはございません。

以上で実質収支に関する調書の説明を終わります。

○委員長（福富善明君） ありがとうございます。

次に、財産に関する調書の説明をお願いします。

大塚財政課長。

○管財課長（大塚桂三君） 続きまして、財産に関する調書の説明をさせていただきます。

大きく飛びまして、696、697ページをお開きください。(1)土地及び建物であります。一番下の合計をごらんください。左側の土地についてであります、年度中の増加が3万5,812.14平米で、年度末現在高が450万5,620.182平米であります。増加の主なもの、栃木メディカルセンターの建設用地を取得したことによるものであります。右側の建物の延べ床面積の欄をごらんください。年度中の増加が1,243.69平米で、年度末現在高が53万8,765.17平米であります。増加の主なもの、万町の見世蔵を取得したことによるものであります。

698ページをお開きください。(2) 山林であります。年度中増減はありません。並木杉につきましては、日光杉並木の保存のオーナー制度で所有しております。年度中の増減はありません。

次の(3) 有価証券であります。年度中増減はありません。栃木ガス株式会社とケーブルテレビ株式会社の株券であります。

次の(4) 無体財産権であります。マスコットキャラクターとち介、本格芋焼酎こなら娘、ブランド米桜おとめの3件であります。

右側の699ページであります。(5) 出資による権利であります。公社や財団法人等の出資金、出捐金でありまして、年度中の増減高は、栃木市水道事業出資金の寺尾地区簡易水道事業による2億3,000万円の増、財団法人栃木県森林整備公社の精算による160万円の減、合計で2億2,840万円の増であります。

700ページをお開きください。2、物品であります。単品で50万円以上のものを700ページから708ページに記載しております。

続きまして、飛びまして、709ページをお開きください。3、債権であります。それぞれの貸付事業による貸付金債権でありまして、3,985万5,510円の減であります。旧栃木市職員厚生会返還金及び老人保健施設整備貸付金、住宅新築資金等貸付金の貸付現金や利息を収入したことにより減少しているものであります。

次に、4、基金であります。709ページから713ページに記載されている各基金につきましては、各所管課におきまして基金の積立金や繰入金などの説明がされておりますので、省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長(福富善明君) ありがとうございます。

以上で平成25年度栃木市一般会計歳入歳出決算の所管関係部分の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

(午前11時37分)

○委員長(福富善明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時45分)

◎認定第18号の上程、説明

○委員長(福富善明君) 次に、日程第2、認定第18号 平成25年度栃木地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の所管関係部分の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明をお願いいたします。

小保方課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） 平成25年度栃木地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算書の所管関係部分についてご説明を申し上げます。

初めに、歳出からご説明いたしますので、22、23ページをお開きいただきたいと思います。備考欄の主なものについてご説明をいたします。総務常任委員会に係る事項は、1款議会費及び2款総務費であります。1款1項1目議会費は議会運営に要した経費であり、議員報酬のほか筆耕翻訳料が主なものであります。

まず、議員報酬につきましては、議長、副議長を含む組合議員14名に対する報酬であります。

次に、筆耕翻訳料につきましては、6回分の議会等の会議録作成料であります。

続きまして、2款総務費についてご説明いたします。2款1項1目一般管理費は、組合の全般的な経常事務費であり、人件費及び負担金が主なものであります。

まず、職員人件費につきましては、庶務会計担当の職員7名分の給与及び共済費であります。

次に、24、25ページをお開きください。19節負担金補助及び交付金の備考欄をごらんください。派遣職員給与負担金につきましては、栃木市から組合への派遣職員1名分の人件費に係る負担金として栃木市に対し支出したものであります。

次の栃木県市町村総合事務組合負担金は、退職手当支給事業に係る負担金として栃木県市町村総合事務組合に対し支出したものであります。

歳出の説明は以上となります。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、決算書の16、17ページをお開きいただきたいと思います。総務常任委員会に係る事項は、3款財産収入のみとなります。3款1項1目利子及び配当金につきましては、全て栃木地区広域行政事務組合が管理する財政調整基金の利子収入であります。

歳入の説明は以上となります。

続きまして、実質収支に関する調書についてご説明いたしますので、恐れ入りますが、30ページをお開きいただきたいと思います。実質収支に関する調書であります。最初に、1の歳入総額であります。22億3,317万1,000円、2の歳出総額であります。20億4,044万9,000円、3の歳入歳出差引額であります。1億9,272万2,000円となっております。

4の翌年度へ繰り越すべき財源はございません。

5の実質収支額であります。歳入歳出差引額と同額となっております。

最後に、6の実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額であります。歳入に編入することなく直ちに基金に繰り入れたものはございません。

続きまして、財産に関する調書についてご説明をいたします。32、33ページをお開きいただきたいと思います。財産に関する調書でございます。1の公有財産土地及び建物は、組合が所有するとちぎクリーンプラザの土地、建物及び旧南部清掃工場の土地でございます。決算年度中の増減はありませんでした。

続きまして、34ページをお開きいただきたいと思います。2の物品でございますが、組合が所有する車両等でございますが、決算年度中の増減はありませんでした。

次に、3の基金でございますが、組合が管理する基金は、財政調整基金のみでありまして、決算年度中の増減高は4,449万9,000円の減となり、決算年度末の現在高は3億182万7,000円であります。

以上で平成25年度栃木地区広域行政事務組合歳入歳出決算書の説明を終わります。

○委員長（福富善明君） ありがとうございます。

◎認定第26号の上程、説明

○委員長（福富善明君） 次に、日程第3、認定第26号 平成26年度栃木地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の所管関係部分の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明をお願いします。

小保方課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） 平成26年度栃木地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算書の所管関係部分についてご説明を申し上げます。

平成26年度の決算となります。初めに、歳出からご説明をいたしますので、18、19ページをお開きいただきたいと思います。18ページ、19ページでございます。総務常任委員会に係る事項は、1款議会費及び2款総務費であります。いずれも年度内の支出はありませんでした。その理由といたしましては、栃木市と岩舟町の合併に伴い栃木地区広域行政事務組合は、平成26年4月4日をもって解散となり、歳入歳出ともに4月1日から解散日までの4日間のみ執行であったためであります。

なお、組合解散後の事務は、合併後の栃木市において予算を計上し、小計いたしましたことをつけ加えさせていただきます。

なお、歳入につきましては、総務常任委員会に係る事項はありませんでした。

続きまして、実質収支に関する調書についてご説明をいたしますので、22ページをお開きいただきたいと思います。最初に、1の歳入総額であります。68万1,000円、2の歳出総額であります。歳出はございません。

3の歳入歳出差引額であります。68万1,000円となっております。

4の翌年度へ繰り越すべき財源はございません。

5の実質収支額であります。歳入差引額と同額となっております。

最後に、6の実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定により基金繰り入れによる基金繰入額であります。歳入に編入することなく直ちに基金を繰り入れたものはございません。

以上で実質収支に関する調書を終わらせていただきます。

続きまして、24、25ページをお開きください。財産に関する調書についてのご説明となります。

こちらは、1の公有財産土地及び建物から26ページの3の基金まで、決算年度中の増減はございました。

なお、事務の小計と同様、組合が所有する財産につきましても全て合併後の栃木市へと引き継がれました。

以上で平成26年度栃木地区広域行政事務組合歳入歳出決算書の説明を終わらせていただきます。

○委員長（福富善明君） ありがとうございます。

◎認定第19号の上程、説明

○委員長（福富善明君） 次に、日程第4、認定第19号 平成25年度佐野地区広域消防組合一般会計歳入歳出決算の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明をお願いいたします。

小島課長。

○消防総務課長（小島 徹君） それでは、平成25年度佐野地区広域消防組合決算書についてご説明を申し上げます。

初めに、平成25年度歳入歳出決算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開きください。

なお、消防組合の決算書につきましては、歳出が事業別ではなく科目別に整理されておりますので、備考欄の主なものについてご説明いたします。1款1項1目1節備考欄の議員報酬につきましては、議員10名分の報酬でございます。

次に、2款1項1目25節備考欄1行目の消防施設等整備基金積立金につきましては、当該基金への積立金であります。

次に、3款1項1目2節備考欄の一般職給につきましては、職員160名分の給料であります。

12、13ページをお開きください。4節備考欄1行目の栃木県市町村職員共済組合負担金につきましては、職員160名分の給付事業、福祉事業等に係る共済組合負担金であります。

次に、11節備考欄1行目の消耗品費につきましては、消防用ホース、感染防止衣等の購入費であります。

次に、13節備考欄の一番下の設計委託料につきましては、消防本部庁舎設計業務及び消防救急デジタル無線設計業務委託料であります。

次に、17節備考欄の土地購入費につきましては、消防本部庁舎建設敷地4,691平米の購入費であります。

14、15ページをお開きください。18節備考欄2行目の機械器具費につきましては、化学消防ポンプ自動車、査察広報車などの購入費であります。

次に、19節備考欄の負担金につきましては、栃木県市町村総合事務組合負担金1億3,173万1,500円

が主なものであります。

次に、22節備考欄の補償金につきましては、消防本部庁舎建設事業に伴う補償金でありまして、対象者は法人3社及び個人3名であります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。1款1項1目1節備考欄の市町別分担内訳につきましては、均等割、人口割及び特別負担に基づき算出したもので、佐野市86%、岩舟町14%となっております。

次に、4款1項1目1節備考欄の財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため基金から繰り入れを行ったものであります。

8ページ、9ページをお開きください。5款1項1目1節一番上の備考欄の前年度繰越金につきましては、平成24年度からの繰越金であります。

次に、7款1項1目1節備考欄の消防施設整備事業債につきましては、消防車両更新整備事業に対する起債であります。

次に、8款1項1目1節備考欄の消防防災施設等整備費補助金につきましては、消防車両更新整備事業に対する国庫補助金であります。

以上で決算書の説明を終わります。

続きまして、実質収支に関する調書についてご説明いたします。恐れ入りますが、16ページをお開きください。最初に、1の歳入総額であります。19億7,768万1,000円、2の歳出総額であります。19億1,654万6,000円、3の歳入歳出差引額であります。6,113万5,000円となっております。

4の翌年度へ繰り越すべき財源はございません。

5の実質収支額であります。歳入歳出差引額と同額となっております。

最後に、6の実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額であります。歳入に編入することなく直ちに基金に繰り入れたものではございません。

以上で実質収支に関する調書の説明を終わります。

続きまして、財産に関する調書につきましてご説明をいたします。17ページ、18ページをお開きください。1、公有財産、(1)土地及び建物であります。土地についてであります。年度中の増加が4,691平米で、年度末現在高が8,252平米であります。建物であります。年度中の増減はありません。

次に、2、物品であります。記載のとおりとなっております。

次に、3、基金であります。財政調整基金につきましては、年度中の減少が2,571万1,000円で、年度末現在高が303万5,000円あります。

次の消防施設等整備基金につきましては、年度中の増加が5,494万円で、年度末現在高が2億6,943万9,000円あります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（福富善明君） ありがとうございます。

以上で平成25年度佐野地区広域消防組合一般会計歳入歳出決算の説明は終わりました。
ここで暫時休憩をいたします。

（午後 零時06分）

○委員長（福富善明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎認定第12号の上程、説明

○委員長（福富善明君） 次に、日程第5、認定第12号 平成25年度岩舟町一般会計歳入歳出決算の所管関係部分の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明をお願いいたします。

松本課長。

○岩舟総合支所地域まちづくり課長（松本静男君） それでは、ただいま上程いただきました認定第12号 平成25年度岩舟町一般会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

決算書の36、37ページをお開きください。歳入歳出決算事項別明細書の歳出から所管関係部分の事業についてご説明申し上げます。1款1項1目議会費から支出の内容につきまして右側の備考欄よりご説明申し上げます。

まず、1項1目議会費の一般経費につきましては、14名分の議員報酬、それと議員期末手当、町村議会議員共済会への給付費及び事務費負担金、また政務活動費交付金が主なものでございます。

次の議会だより発行事業につきましては、議会だより発行のための印刷製本費であります。

次の職員給与費につきましては、議会事務局職員の3名分の給料、また職員手当等の人件費であります。まだ科目で計上されております職員給与費につきましては、栃木市では職員課、また旧岩舟町では総務課の所管でありますので、総務常任委員会の付託事項であります。内容につきましては、これ以降の職員給与費の説明は省略させていただきます。

次の合併移行経費につきましては、議場閉場式関係の費用でございます。

続きまして、2款総務費をご説明申し上げます。まず、1項総務管理費の一般管理費、一般経費ですが、臨時職員の賃金及び共済費が主なものになります。

次の職員研修事業につきましては、栃木地区職員研修協議会の負担金が主なものになります。

次の町長交際費につきましては、各種団体の会議費及び総会への参加費等の会費等が主なものになります。

続きまして、38ページ、39ページをお開きください。2目文書広報費につきましてご説明申し上げます。まず、一般経費につきましては、庁舎内の郵便物郵送料が主なものになります。

次の広報発行事業につきましては、旧岩舟町で毎月発行してきた広報いわふねと各行事等を掲載しましたお知らせ版の発行費用が主なものになります。

次の合併移行経費につきましては、旧岩舟町のホームページのデータを栃木市のホームページに移行するための費用になります。

次に、3目財政管理費につきましてご説明申し上げます。まず、一般経費につきましては、関係図書購入等の消耗品費及び起債管理システムの使用料が主なものになります。

次に、合併移行経費につきましては、財務会計起債管理システムのデータを栃木市のシステムに移行するための費用になります。

次に、4目会計管理費につきましては、まず一般経費につきまして、コピー用紙等の消耗品費が主なものになります。

次に、合併移行経費につきましては、ゴム印等の消耗品が主なものになります。

続きまして、40ページ、41ページをお開きください。5目財産管理費につきましては、まず一般経費につきましては、電気料、水道料の光熱水費及び庁舎管理費等の委託料が主なものになります。

次に、庁舎等整備工事につきましては、小野寺地区の三谷にあった小野寺連絡所の解体工事が主なものになります。

次に、庁用備品購入費につきましては、公用車の購入費が主なものになります。

次に、基金積立金につきましては、財政調整基金への積立金が主なものになります。

1つ飛びまして、次に合併移行経費につきましては、電話交換機更新工事及び公有財産台帳管理システムの構築のための委託料が主なものになります。

続きまして、6目企画費につきましては、一般経費につきまして、栃木市・岩舟町合併協議会負担金が主なものになります。

次に、栃木地区広域行政事務組合負担金につきましては、事務組合に対する負担金になります。

次に、電子自治体推進事業につきましては、システム関係保守料等の委託料及び職員用パソコンシステム関係のリース料が主なものになります。

次に、合併移行経費につきましては、庁舎内LANケーブル改修工事等、また栃木仕様のネットワークシステムの機器購入費が主なものになります。

続きまして、7目まちづくり事業費につきまして、まず一般経費につきましては、岩舟山クリフステージの事業費補助になります。

1つ飛びまして、続いて合併移行経費につきましては、閉場式記念品代が主なものになります。

続きまして、42、43ページをお開きください。下から4行目の10目諸費につきましては、まず備考欄の上から4番目、下から4つ目なのですが、一般経費につきましては、各自治会長及び班長への報酬等が主なものになります。

次に、新春のつどいにつきましては、新春のつどいの賀詞交歓会時の賄い代が主なものになります。

す。

次に、一般経費（住民生活）につきましては、自衛官募集時等の啓発物品、また広報いわふねの印刷代等が主なものになります。

以上で所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長（福富善明君） 柿沼課長。

○岩舟総合支所税務課長（柿沼 実君） 引き続きまして、歳出の所管関係部門についてご説明申し上げます。

決算書の44ページ、45ページをお開きください。まず、2款2項1目税務総務費につきましては、まず一般経費であります。公用車の燃料代や印刷代などでございます。

次に、固定資産税評価基礎資料整備事業につきましては、業務への委託料などでございます。

次に、合併移行経費につきましては、レジスター内の領収書名を栃木市長名に変えたものでございます。

2款2項2目賦課徴収費につきましては、各税目の計算料及び申告新システムのリース代並びに過年度還付金などでございます。

続きまして、46ページ、47ページをお開きください。2款4項1目選挙管理委員会費につきましては、選挙管理委員4名分の報酬費のほか、選挙管理システム用の機器レンタル料が主なものになります。

続きまして、2目選挙常時啓発費につきましては、明るい選挙推進協議会委員の謝礼並びに明るい選挙啓発ポスターコンクールの記念品代などでございます。

続きまして、48ページ、49ページをお開きください。3目参議院議員選挙費につきましては、投票立会人等の報酬、また選挙ポスターの掲示板並びに事務用消耗品、投票所の入場券の郵送料など、またポスター掲示板の設置、撤去委託料などが主なものでございます。

次に、職員給与費につきましては、職員の時間外勤務手当及び管理職員の特別勤務手当などでございます。

次に、4目町議会議員選挙費につきましては、選挙ポスター掲示板及び広報車用の表示物及びポスター掲示板の設置、撤去などの委託等が主なものでございます。

次に、5項1目統計調査総務費につきましては、まず一般経費であります。統計推進協議会総会時の報償品及び研修会時のバス借上料などが主なものでございます。

次に、2目基礎統計調査費につきましては、統計調査事業でありまして、住宅、土地統計調査、工業統計調査等の指導員及び調査員の報酬が主なものになります。

続きまして、50ページ、51ページをお開きください。6項1目監査委員費につきましては、一般経費でありまして、監査委員2名分の報酬が主なものでございます。

次に、3款1項1目社会福祉総務費の備考欄の一番下、ページで言うと51ページになりますけれ

ども、こちら小野寺研修所管理事業につきましてでありまして、一般の団体が利用するのに必要な維持管理費が主なものになります。

続きまして、ちょっと飛びますけれども、72ページと73ページをお開き願いたいのですけれども、72ページになります。9款1項1目日常備消防費につきましては、岩舟分署の消防、また緊急用の資機材の備品購入費が主なものであります。

次に、佐野地区広域消防組合負担金につきましては、佐野地区広域消防組合に対する負担金であります。

次に、2目非常備消防費につきましては、消防団員162名分の報酬及び消防団員等公務災害補償等の負担金並びに消防団運営補助金が主なものになります。

次に、合併移行経費につきましては、消防団員の総備品等の消耗品や、また消防車両や車庫の名称等の書き換えが主なものになります。

続きまして、74ページ、75ページをお開きください。3目消防施設費につきましてであります、消防施設整備事業でありまして、消火栓の維持管理費負担金及び消火栓設置工事負担金並びにデジタル簡易無線機購入費などが主なものでございます。

次に、5目災害対策費につきましては、まず一般経費でありまして、災害用の備蓄品であります。米とか水、パスタ、発電機とかライトなどの購入が主なものでございます。

次に、合併移行経費につきましては、岩舟町移動系消防行政無線の整備実施計画の業務委託料になります。

続きまして、ちょっと飛びますけれども、86ページ、87ページをお開きください。86ページになります。12款1項公債費につきましてのご説明を申し上げます。まず、1目の元金につきましては、起債の償還に対する元金分の償還金でございます。

次に、利子についても起債償還に対する利子分の償還金でございます。

次に、公債諸費につきましては、証券発行に伴う手数料でございます。

次に、14款1項1目予備費であります、予備費の充用につきましては10件ありました。年度途中において不測の事態による現計予算に不足が生じたため予備費より充用させていただいたものでございます。

以上で所管部分についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（福富善明君） ありがとうございます。

引き続き歳入の説明をお願いいたします。

柿沼課長。

○岩舟総合支所税務課長（柿沼 実君） それでは、引き続きまして、平成25年度一般会計の決算の部、歳入の所管関係についてご説明申し上げます。

決算書でいいますと14ページ、15ページをお開きください。14ページになります。岩舟町一般会

計歳入歳出決算書、事項別明細書により説明申し上げます。

まず、1款町税であります。収入済額は20億3,916万9,607円、収入未済額は1億6,499万3,662円でありまして、予算現額に対して収入額は1,897万7,607円上回っております。

また、収入済額は、前年度に比較して899万9,256円の増でありまして、ほぼ同額でありました。

次に、税目ごとにご説明申し上げます。1項の町民税につきましては、収入済額8億8,819万3,591円で、前年度に比較いたしますと52万5,996円の増でありました。そのうち1目の個人につきましては、収入済額7億3,058万7,731円でありまして、前年度と比較いたしますと3,613万1,414円の減でありましたが、その主な要因といたしましては、全税目に言えることですが、従来出納閉鎖期間であります5月31日で閉鎖するわけでございますが、岩舟町においては、合併前日の4月4日に出納を閉鎖、締め切ったことによりまして、そのような要因で減になったということになります。

次に、2目法人につきましては、収入済額1億5,760万5,860円でありまして、前年に比較いたしますと3,665万7,410円の増、率にいたしますと30.3%上回っております。その主な要因といたしましては、企業収益の回復の傾向を受けまして法人税額が増額したことによるものと思われま

す。次に、2項固定資産税につきましては、収入済額が9億7,600万3,456円でありまして、前年に比較いたしますと703万5,380円の減でありました。その要因といたしましては、まだ続いている地価の値段について、まだ下落傾向でありまして、家屋の新築件数も伸び悩んでいるようなことが大きな要因だと思われま

す。次に、3項軽自動車につきましては、収入額3,930万375円でありまして、前年に比較いたしますと112万1,115円の増、率にいたしますと2.9%上回っております。その主な要因といたしましては、環境意識の高まりにより普通自動車から軽自動車のほうに乗り換えるような需要が増えたと思われま

す。次に、4項たばこ税につきましては、収入済額1億3,557万2,185円でありまして、前年に比較いたしますと1,440万6,729円の増、率にいたしますと10.6%上回っております。その主な要因といたしましては、たばこの消費本数は年々減少傾向にありますが、平成25年4月の税率改正により増となったものと思われま

す。次に、5項特別土地保有税の収入額は10万円であります。特別保有税につきましては、平成15年に税制改正がありまして、現在課税は停止されておる状態でございます。

次に、2款1項1目地方揮発油譲与税につきましては、栃木市の決算説明と同様の内容になりますので、省略させていただきます。

続きまして、16ページ、17ページをお開きください。2款2項1目自動車重量譲与税から3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款地方消費税交付金、7款のゴルフ場利用税交付金につきましても、同じく栃木市の決算説明書と同様の内容になりますので、省

略させていただきます。

続きまして、18ページ、19ページをお開きください。こちらと同じく8款自動車取得税交付金から9款地方特例交付金、10款の地方交付税の普通交付税と特別交付税、11款の交通安全対策特別交付金につきましても、先ほどと同じく栃木市の決算説明と同様になりますので、省略させていただきます。

続きまして、20ページ、21ページをお開きください。

次に、13款2項1目総務手数料につきましてですが、督促手数料でございまして、岩舟町1件70円で合計で5,437件ございました。税務の諸証明の手数料ですけれども、こちらは所得証明とかそういった証明類ですけれども、1件200円いただいております、年間合計で4,893件ございました。認可地縁団体の手数料でございまして、こちらは登記の変更等によって必要な告示の事項証明が3団体ございましたので、交付した手数料でございまして。

以上で所管の説明を終わらせていただきます。

○委員長（福富善明君） ありがとうございます。

松本課長。

○岩舟総合支所地域まちづくり課長（松本静男君） 続きまして、私のほうから14款から説明をさせていただきます。

お手元の決算書22ページ、23ページをお開きください。14款2項5目総務費国庫補助金の備考欄一番下の総務費補助金につきまして、国の地域元気臨時交付金で岩舟公民館耐震改修工事、また岩舟地区公民館建設事業、また岩舟地区公民館建設事業、それと総合支所建設事業に充当させていただきました。

続きまして、24、25ページをお開きください。14款3項1目備考欄の一番上の総務管理費委託金につきましては、自衛官募集事務費委託金であります。

次に、15款2項1目総務費県補助金、備考欄の下から3番目の総務管理費補助金につきましては、市町村総合交付金が主なもので、少額な県補助金が一括で交付されるもので、権限移譲に関する事務費に対して交付されるものであります。

続きまして、26、27ページをお開きください。15款3項1目総務費委託金、備考欄上から6行目の徴税費委託金につきましては、県税徴税費用に対する委託金であります。

次に、1つ飛びまして、統計調査費委託金につきましては、経済センサス等の国からの委託金であります。

次に、選挙費委託金につきましては、参議院選挙、通常選挙の事務費に対する国からの委託金になります。

次に、備考欄一番下の16款1項2目の利子及び配当金につきましては、土地開発基金、財政調整基金、減債基金等の利子になります。

続きまして、28、29ページをお開きください。16款2項1目物品売払収入（一般分）につきましては、町史「岩舟の歴史」の販売代金であります。

次に、1つ飛びまして、2目の不動産売払収入の土地売払収入につきましては、県道と泉間々田線の県道拡幅工事に伴う旧岩舟小学校跡地の土地売払収入になります。

次に、17款1項1目一般寄附金につきましては、岩舟出身の橋本章さんの小中学校への寄附金が主になります。

次に、18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金、減災基金繰入金、ふるさと整備基金繰入金、地域福祉基金繰入金、社会教育施設整備基金につきましては、平成25年度予算編成による財源調整のため基金から繰り入れたものであります。

次に、1つ飛びまして、18款1項2目特別会計繰入金の小野寺財産区繰入金につきましては、財産区の解散に伴う繰入金であります。

続きまして、30、31ページをお開きください。19款1項1目繰越金の純繰越金と繰越事業費等充当財源繰越額につきましては、ともに平成24年度からの繰越金であります。

次に、備考欄3行目の延滞金につきましては、各税目398件分の延滞金であります。

続きまして、32、33ページをお開きください。20款4項5目雑入の宮の下簡易郵便局取扱手数料につきましては、郵便、貯金、保険の各取り扱い業務に対する日本郵便からの取り扱い手数料であります。

次に、備考欄4行目の雑入につきましては、社会教育関係設備整備基金の合併に伴い廃止したことによる残金の収入が主なものであります。

次に、雇用保険料被保険者負担分につきましては、臨時職員の賃金に対する雇用保険であります。

次に、備考欄下から6行目の21款1項1目の臨時財政対策債並びに2目の防犯灯LED化事業債につきましては、栃木市の決算説明と同様になりますので、省略させていただきます。

次に、小野寺研修所建設事業債につきましては、現在の小野寺地区公民館のための建設事業債になります。

次に、出資債につきましては、水道会計補助金に充当するための出資債であります。

次に、道路維持修繕事業債、また道路新設改良事業債、ともに栃木市の決算説明と同様になりますので、省略させていただきます。

続きまして、34、35ページをお開きください。21款1項7目教育債の中央公民館耐震補強事業債につきましては、岩舟公民館耐震補強事業費に充当するための事業債であります。

次に、中央公民館改修事業債につきましては、岩舟公民館改修事業費に充当するための事業債であります。

次に、地域活動支援センター整備事業債につきましては、現在の静和地区公民館の建設事業に充当するための事業債であります。

次に、小学校債、中学校債につきましては、各小中学校の冷暖房設備設置事業、また中学校の耐震補強改修工事に充当するための学校債であります。

次に、借換債につきましては、総合運動公園建設事業債の借り換えのための借換債になります。

以上で平成25年度岩舟町一般会計決算の所管関係部分の説明を終了させていただきます。

○委員長（福富善明君） ありがとうございます。

引き続き実質収支に関する調書等の説明をお願いします。

松本課長。

○岩舟総合支所地域まちづくり課長（松本静男君） では、続きまして、実質収支に関する調書につきましてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、91ページをお開きください。最初に、1の歳入総額であります、73億2,423万3,000円で、次の2の歳出総額であります、69億4,589万8,000円となります。

次に、3の歳入歳出差引額であります、3億7,833万5,000円となっております。

次に、4の翌年度へ繰り越すべき財源であります、(1)の継続費通次繰越額、(2)繰越明許費繰越額、(3)事故繰越し繰越額は、ともにありませんでした。

次に、5、実質収支額であります、3億7,833万5,000円となっております。

最後に、6の実質収支額のうち地方自治法第233条2項の規定による基金繰入金であります、歳入に編入することなく直ちに基金に繰り入れたものはございませんでした。

以上で実質収支に関する調書説明を終わらせていただきます。

○委員長（福富善明君） 次に、財産に関する調書をお願いします。

○岩舟総合支所地域まちづくり課長（松本静男君） では、続きまして、財産に関する調書説明をさせていただきます。

94、95ページをお開きください。1の公有財産、(1)土地及び建物であります。一番下の合計をごらんください。左側の土地についてであります、年度途中の増加が67万2,764平米で、年度末現在高が122万9,024平米であります。増加の主なもの、岩舟町大字小野寺財産区の廃止に伴い財産区所有の山林を岩舟に移管されたことによるものでございます。

次の右側の建物の延べ面積の欄をごらんください。年度中の増加が2,510平米で、年度末現在高が5万2,242平米でございます。増加の主なものは、静和地区公民館及び小野寺地区公民館、また岩舟総合支所を取得したことによるものでございます。

次に、並木杉であります、年度中増減はありませんでした。並木杉については、日光杉並木の保存のためのオーナー制度による所有しているものでございます。

次の(3)無体財産権であります、マスコットキャラクターのコスモんの著作権1件であります。

次に、(4)出資による権利であります、公社や財団法人等への出資金でありまして、年度中

増減高は、栃木県森林整備公社の解散に伴う精算金による30万円の減と、小野寺財産区の解散に伴いみかも森林組合の出資金を引き継いだもの16万8,000円の増、合計で13万2,000円の減であります。

続きまして、96、97ページをお開きください。2、物品であります。主に車両関係を記載しております。

次に、3、債権であります。それぞれの貸付事業による貸付金債権でありまして、367万9,000円の減であります。住宅新築資金貸付金及び観光農園施設整備等資金貸し付けの貸付元金や利息を収入したことにより減少しているものでございます。

次に、4、基金であります。各所管課におきまして基金の積立金、繰入金等の説明がされておりますので、省略させていただきます。

続きまして、99ページをごらんください。基金の運用に関する調書についてご説明させていただきます。土地開発基金運用状況調書についてであります。前年度末残高が5,014万8,947円、基金の利子の年度中の増は1万4,558円、合計で5,016万3,505円となっております。

以上で平成25年度岩舟町決算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（福富善明君） ありがとうございます。

以上で平成25年度岩舟町一般会計歳入歳出決算の所管関係部分の説明は終わりました。

◎認定第20号の上程、説明

○委員長（福富善明君） 次に、日程第6、認定第20号 平成26年度岩舟町一般会計歳入歳出決算の所管関係部分の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明をお願いいたします。

松本課長。

○岩舟総合支所地域まちづくり課長（松本静男君） それでは、続きまして、認定第20号 平成26年度岩舟町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成26年度岩舟町決算につきましては、平成26年4月5日の栃木市との合併に伴い4月1日から4日までの4日間の決算となっております。

それでは、決算書の42、43ページをお開きください。平成26年度の岩舟町全体の歳出については、9款1項1目の常備消防費のみの支出になります。常備消防費の佐野地区広域消防組合解散時財産処分清算金につきましては、地方自治法第289条の規定により、広域消防組合の解散に伴う財産処分を協議したことによる精算金の支払いでございまして、

そのほかの科目については、予算の執行はありませんでした。

以上で歳出についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（福富善明君） ありがとうございます。

続きまして、歳入の説明をお願いします。

柿沼課長。

○岩舟総合支所税務課長（柿沼 実君） それでは、歳入の所管関係についてのご説明を申し上げます。

決算書の14ページ、15ページをお開きください。14ページになります。平成26年度の一般会計歳入の決算書になります。

まず、1款町税であります。これも4日間の決算でありまして、収入済額75万3,725円であり。こちらは、各4税目の滞納繰り越し分の収入額でございます。

以上になります。

○委員長（福富善明君） ありがとうございます。

引き続きまして、実質収支に関する調書等の説明をお願いいたします。

松本課長。

○岩舟総合支所地域まちづくり課長（松本静男君） 実質収支に関する調書につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、55ページをお開きください。最初に、1の……少々お待ちください。

申しわけありません。歳入の説明漏れがありましたので、もう一度9款のほうから私のほうで説明させていただきます。

○委員長（福富善明君） 歳入の説明漏れがありましたので、松本課長のほうから説明があります。

○岩舟総合支所地域まちづくり課長（松本静男君） 決算書18、19ページをごらんください。9款1項1目地方特例交付金、10款1項1目地方交付税につきましては、また栃木市の決算説明と同様になりますので、省略させていただきます。

続きまして、20ページ、21ページをお開きください。13款2項1目総務手数料の備考欄上から4行目の督促手数料につきましては、1件70円で6件ありました。

次に、税務諸証明等手数料につきましては、1件200円で122件ありました。

続きまして、24、25ページをお開きください。20款1項1目延滞金の備考欄、一番上の延滞金につきましては、町民税の1件でありました。

次に、4項5目備考欄一番下の雑入ですが、佐野地区広域消防組合の解散に伴う基金の配分金が主なものになります。

以上で平成26年度岩舟町一般会計決算の所管関係部分の説明を終了させていただきます。

○委員長（福富善明君） ありがとうございます。

もとに戻りまして、実質収支に関する調書等の説明をお願いいたします。

松本課長。

○岩舟総合支所地域まちづくり課長（松本静男君） では、続きまして、実質収支に関する調書についてご説明をさせていただきます。

55ページをお開きください。最初に、1の歳入総額であります、4億400万9,000円、次に2の歳出総額であります、3,385万4,000円、次に3の歳入歳出差引額であります、3億7,015万5,000円となっております。

次に、4の翌年度へ繰り越すべき財源であります、(1)の継続費通次繰越額、(2)繰越明許費繰越額、(3)事故繰越し繰越額はともにありませんでした。

次に、5の実質収支額であります、3億7,015万5,000円となっております。

最後に、6の実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は、基金に繰り入れたものはございませんでした。

以上で実質収支に関する調書の説明を終わらせていただきます。

○委員長（福富善明君） ありがとうございます。

次に、財産に関する調書をお願いします。

○岩舟総合支所地域まちづくり課長（松本静男君） 続きまして、財産に関する調書の説明をさせていただきます。

58、59ページをごらんください。土地及び建物であります、一番下の合計をごらんください。左側の土地についてであります、年度中の増加がゼロでございました。年度末現在高は122万9,024平米であります。表の中の増減につきましては、佐野消防署東分署として佐野地区広域消防組合に町の普通財産を貸し付けていたものが返還され、その敷地を栃木市において消防施設として登録し直したための増減になっております。右側の建物の延べ面積の欄をごらんください。年度中の増加が1,177平米で、年度末現在高が5万3,419平米であります。増加の主なものは、佐野地区広域消防組合より東分署を引き継いだものとなります。

次に、(2)の並木杉であります、年度中の増加はございませんでした。

次の(3)の無体財産権につきましては、先ほどと同じくマスコットキャラクターのコスものの著作権1件であります。

次の(4)出資による権利であります、公社、財団法人等への出資金でありまして、年度中の増減はありませんでした。

次に、60、61ページをお開きください。2の物品であります、また主な車両関係を記載しております。

次の3、債権であります、それぞれの貸付事業による貸付金債権でありまして、年度中の増減はありませんでした。

次に、4、基金であります、各基金とも決算年度中増減はありませんでした。

続きまして、63ページをお開きください。基金の運用に関する調書についてご説明をさせていただきます。土地開発基金運用状況調書についてであります、利子での増額はなく、年度末現在高は年度末残高と同じく5,016万3,505円となっております。

以上で平成26年度岩舟町決算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（福富善明君） ありがとうございます。

以上で本委員会に付託された各会計決算の説明は終了しました。

なお、繰り返しますが、本日の案件につきましては、9月12日開催の本常任委員会において審査いたしますので、本日はお聞きおく程度といたします。

◎閉会の宣告

○委員長（福富善明君） 以上で総務常任委員会を終了いたしました。

本日は大変ご苦勞さまでした。

(午後 1時49分)